

平成24年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(7日目)

平成24年12月10日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

1番 小 畑 傳 君

2番 滝 波 登喜男 君

3番 金 元 直 栄 君

4番 齋 藤 則 男 君

5番 長 岡 千恵子 君

6番 原 田 武 紀 君

7番 川 治 孝 行 君

8番 川 崎 直 文 君

9番 多 田 憲 治 君

10番 上 坂 久 則 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松 川 正 樹 君

14番 渡 邊 善 春 君

15番 河 合 永 充 君

16番 上 田 誠 君

17番 酒 井 要 君

18番 伊 藤 博 夫 君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

| | | |
|-----------|----|--------|
| 町 | 長 | 松本文雄君 |
| 副町 | 長 | 田中博次君 |
| 教育 | 長 | 青山慶行君 |
| 消防 | 長 | 中村勘太郎君 |
| 代表監査委員 | | 小山和男君 |
| 総務課 | 長 | 布目洋一君 |
| 企画財政課 | 長 | 小林良一君 |
| 監理課 | 長 | 南部顕浩君 |
| 建設課 | 参事 | 平林竜一君 |
| 農林課 | 長 | 河合淳一君 |
| 永平寺支所 | 長 | 酒井暢孝君 |
| 上志比支所 | 長 | 清水満君 |
| 福祉保健課 | 長 | 長谷川斉男君 |
| 住民生活課 | 長 | 市岡栄二君 |
| 環境課 | 長 | 椛山勇君 |
| 会計課 | 長 | 加藤茂森君 |
| 子育て支援課 | 長 | 伊藤悦子君 |
| 税務課 | 長 | 山田和郎君 |
| 商工観光課 | 長 | 酒井圭治君 |
| 学校教育課 | 長 | 末永正見君 |
| 生涯学習課 | 長 | 長谷川伸君 |
| 町立図書館 | 長 | 中村耕夫君 |
| 上水道課 | 長 | 山本清美君 |
| 下水道課 | 長 | 酒井篤男君 |
| 健康福祉施設整備室 | 長 | 山田幸稔君 |

6 会議のために出席した職員

| | | |
|-------|---|-------|
| 議会事務局 | 長 | 南部辰夫君 |
| 書 | 記 | 山田孝明君 |

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 一言ご挨拶を申し上げます。

各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただきまして、ここに7日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願いします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けておりますので、順次指名します。

なお、議員の質問時間は40分以内とすることになっておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、理事者におかれましては質問の趣旨に沿い、簡潔かつ的確に答弁されますようお願い申し上げます。

なお、持ち時間は1人1時間以内となっておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

初めに、10番、上坂君の質問を許します。

上坂君。

○10番（上坂久則君） 10番、上坂です。

ちまたでは、これからの日本の統治をどうする。いわゆる自分たちの生活の不安、本当に今後日本はどういうふうになっていくんだろうというふうな事柄から国政選挙が行われております。

民主主義の根幹は、自分たちみずからの権利である1票を行使し、そして国会議員を選び、議員内閣制ですから議員の中から日本の統治者を選ぶと、非常に大事な選挙でございますので、このテレビを通じてみずからが信じる個人、そして党を選んで、夢が持てるような日本であってほしいというふうに強く念じております。

本日は、5項目の質問を提出してあります。簡潔明瞭なる一問一答にふさわし

い答弁を冒頭をお願いをしておきます。

まず1番目ですが、来年度の平成25年度予算編成における基本的な考え方を求めます。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） それでは、平成25年度予算編成の基本的な考え方につきまして答弁をさせていただきます。

基本計画に掲げてございます重点施策と中期財政計画でお示しをいたしております平成25年度以降の主な建設事業を着実に行ってまいりたいと考えております。

主なものとしたしましては、調和のとれた魅力と活力のあるまちづくりのため、道路網の整備、教育力の向上、子育て支援、元気づくりへの支援、観光振興、消防・防災力の強化、定住促進支援、環境政策など推進しているところでございます。さらにこれらの政策を充実させ、住みやすさを実感できる暮らしの質を高める幸福度の高いまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成30年に福井で開催されます国民体育大会に向けまして、本町で開催される競技の会場施設の整備やスポーツ振興につなげるための方向性も検討することといたしております。

現在、各課におきまして予算要求作業を行っているところでございます。予算編成におきましては、政策の目的や目標を明確化し、新規の事業や進めている事業の充実を図る拡大事業につきましては事業の必要性などを見きわめるとともに、既存施策のスクラップ・アンド・ビルドにより既存事業の見直し、再構築を行うことといたしております。

また、行財政改革の推進におきましても経常的経費、事務費の抑制や施設管理において複数年契約の検討、導入、補助金、負担金き適正な支出、老朽化が進む施設の延命化を図るなど、行政運営の効率化、簡素化に努めることといたしております。

景気低迷が長期化し厳しい地域経済の状況でございますが、社会情勢の変化に対応しながら住民サービスの向上と効率的な行政運営を目指すとともに、町民の安全・安心な生活を確保するため、町政の直面する行政課題や計画しております事業を着実に実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 最後に町長にまた本当の基本的なことを聞きたいと思いきすけれども、その前に先日いただいた平成25年度の当初予算編成方針の中でちょっと気になることが1点あります。3番目の予算請求額は前年度比5%のシーリングによる予算編成という、今から各課で、今、財政課長から説明があったとおり各課の事業というものも見直して、その中でふやせるものはふやす、いわゆる成果が見えるもの、求められるものを重点的にやると、私はそういう考え方は十分妥当だと思います。

その中で各委託事務ですとか、あるいは委任、呼び方は別にしましても、本当に各それぞれの組織の事情というものを十分把握した上で、そして単に数字を減らされただけで町民が受けるべきサービスが低下すると、そういうことはあってはならないというふうに思うわけですね。ですから、その辺の心配が必要なのか、改めてお聞きします。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま5%の削減目標ということで示してございますけれども、この5%の削減につきましてはあくまでも経常的経費ですね。事務費を考えておまして、その中でも特に需用費などを指しております。これは全体的な努力目標でございまして、その中でも特に消耗品等、これは一括管理、一括発注を行っておりますけれども、そうした中で各課で消耗品等節約していただきたいということで、努力目標として5%を上げています。

また、先ほどおっしゃいました投資的経費ですね。工事の委託等、これにつきましては5%削減ということではございません。これはあくまでも事業の、先ほども言いましたけれども事業の目標の明確化とかそういうふうなことを踏まえまして事業の必要性、それなどを特に十分精査をいたしまして適正な予算計上にしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） この一括発注ですとか、もちろん趣旨はわかるんです。ただし、町内の各それぞれのお店屋さんのおきに、当然ほかでインターネットで一括してやればかなり安く買えるかもわかりませんが、そこはほんの、税金ですから高く買えということじゃないですけども、地元への影響力ですね。ほとんど2%か3%ぐらいしか変わらなければ、小さい金額であれば、努めて永平寺町内におけるそれぞれの商店あるいは会社から購入すると、その辺の配慮もぜ

ひして行ってほしいと。

個別案件は言いませんけれども、たまに全然最近永平寺町の行政初めそれぞれがあんまり取引してくれんのか、何も買ってくれんのかという声がありますから、やっぱり町民が商売をやって、町民が生き生きしていけるのが永平寺町の行政のまた努めでもありますので、その辺の配慮は十分やって行ってほしいと。

もう1点ですけれども、4番目に町民の力が発揮できる活力ある地域社会づくり、いわゆる地域力のアップ政策の中で、町民との協働事業として新しく導入に向けて取り組みたいとありますけれども、何か今の時点で具体的なものがあれば説明を求めます。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 4番目の地域力の件だと思いますけれども、まず地域力につきましては、行政を初めといたしまして住民や自治会、またNPOとか企業などのさまざまな人たちと協働して行うということで、これにつきましては身近な問題とか地域を活性化させるために行ってまいりたいと考えております。その中で、地域力を高め、地域活性化の活動を促進するという中で、これにつきましては地域がみずから計画して、また町民との協働により事業を実施することにより地域力を高めてまいりたいと考えております。

そうした中で、これまでこれといった事業は今ほございません。そうした中で、永平寺町にふさわしい事業ができるかということも含めまして、来年度、そういうふうなことににつきまして庁内で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 町長、何か強い思いをちょっと一言だけでも、25年度の予算編成組んでの。

○議長（伊藤博夫君） 町長。

○町長（松本文雄君） 25年度の予算編成を行っております。これまで町の中で、特に力を入れておりましたのは道路網の整備でありますし、それから商工業の活性化あるいは農業の振興もありますし、特に教育あるいは子育て、それから健康づくり、福祉にも力を注いできております。また、24年度から防災の面の、ああいう震災もありましたし特に力を入れてきておりますし、人口を減らさないようにするための定住促進にも力を入れてきております。

とにかく住みやすい町って簡単に言いますが、いろんな面で住みやすく

ならんと住みやすい町にならんと思っております。そういう意味ではやはり質の高いそういうまちづくりをすることによって、本当にこの永平寺町に住んでいただけると、そういう状況をこれからもつくっていきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） それでは、まず1番目の質問を終わります。

2番目に、いわゆる災害が発生したとき、個人情報遵守による弊害とはどういうので、私も紙がぼろぼろになるまで個人情報をちょっと読ませていただいて調査研究したんですね。

個人情報のこの条例とは何ぞやというときに、個人の人権、人格の保護というものが目玉にありまして、確かに個人的なものはいいのかもわかりませんけれども、災害等があったときに、かえってこの個人情報が余りにも厳守し過ぎたり、あるいは解釈ができないというふうな形になるといろいろと弊害が起こるのではないのかなというふうに感じています。

その辺の現状から見て、ちょっと答弁を求めたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 町の条例では、役場が持っている個人情報、これを目的以外に使用したり、あるいは役場以外にそういった情報を提供するということが、これは原則的に禁じております。ただし、個人の生命、身体あるいは財産を保護するために、緊急かつやむを得ないそういったことが認められる場合には、そういった限りではないというふうに条例で規定をしております。

そういったことから、災害が発生し、緊急を要するような場合には、生命、年齢あるいは家族構成、そういった必要となる個人情報については関係機関に、あるいは関係者に開示することは可能であるというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） これ実際見ると、審査会の意見を聞いた上でという、町民の責務という、侵害することがないように努めなければならないという、ほぼこの個人情報保護条例は全国そんなに変わったものはつくってないと思いますのでね。

私も1カ月、2カ月前ですか、今の東日本大震災があったときに安否確認をするときに、同じ行政の職でありながら、その情報の開示を求めてもなかなかそれが時間がかかったと。最終的には町長の判断で出せというようなことであったという。ですから、それがもっと災害がないときに、行政、組織で仕事をやってい

るときに、そういうときは誰がいつ判断をするのかと。例えば永平寺町の災害を想定するには、これは大きな災害であれば当然町長を災害対策本部長という形でするわけですね。そうすると、当然自治体の統治の最高責任者ですから、そういうふうな個人情報といえども個人の生命、財産、これを確保するためには、本部長、いわゆる町長の命令があればそれを速やかに行うという解釈でよろしいですか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 基本的には先ほどから申し上げていますように例えば個人的な開示請求、こういった場合には、これはやはり審査会等を通じてきちっと審査をした上で開示する、あるいは開示しないといったような判断を仰ぐこととなりますけれども、申し上げたようにそういった緊急時、特に災害時に住民の生命を守るというふうなそういった目的の場合は、これは町長の判断で開示ができるものというふうなことでご理解いただければ結構です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） それで安心しました。

いろいろほかへ聞いたら、いや、やっぱり最初から条例あるんやから、やっぱりできると明示しておくような、なるべく法律というのは自由に、裁量権が狭きゃ狭いほどいいというのは成文法の目的ですから、アメリカみたいに判例イコール法律という仕組みが違いますから、そういう面でいくと、どこかの実施するときには何かそういう項目が、みんなの職員さんがご理解していただけると。それで速やかに業務が滞りなくできるというその工夫、いわゆる研究の余地があればそこはぜひやっていってほしいと思います。

じゃ、2番目はこれで終わります。

3番目です。自衛官募集の看板が表示されていないし、その理由はというので、私たまたま玄関で見たら看板が裏返しになったのがありまして、見たら自衛官募集の看板だったんですね。私もちょっと調べる時間がなかったんで申しわけないんですけど、これ地方自治における自衛官募集というのは、あれは委任事務ですか。その辺がちょっとどうなっているのか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 自衛官募集の事務については総務課のほうで所管しております。これは国からの委任事務ということで、そういう委託料といいますかそういったものをいただきながら募集に関する事務をやっております。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 私決して、自衛隊を出すと最近の風潮では何か右寄りとかなんとかというふうに誤解されるんですけど、特にやっぱり永平寺町、旧松岡であれば、ずっと何十年前へいけば昭和三八ですか、豪雪のときには自衛隊から派遣されて、電車も通らないというふうで大騒ぎになったことも事実ですし、あるいは松岡の公園ですか、you me公園ですかね、あそこの造成も自衛隊が入ってやったんですかね、あれ。そういう要請でって聞いているんですね。

ですから、ほやって見ると、やっぱり自衛隊というのは特に災害、最近の海外の情勢でいくと歴史の評価があって、自分の国土かどうかとありましてえらい騒々しいし、また沖縄まで我が国であるというようなことを非公式といえども平然と言う国も出てきたと。何かえらいきな臭いなど。私は平和主義ですから戦争はあってはならないというふうに確信はしています。ですけれども、いざ、日本国憲法にはやっぱり個人の、国民の安全と財産の確保、保全というのがこれは明確に書かれていますし、それを誰が暴力的な行為に関して、侵略的な行為に関して、誰が第一線で守るかといったらやっぱり自衛隊しかいないと。

その中でも私、国会議員じゃありませんからこれ以上の深い法律論は言いませんけれども、やっぱり災害があろうが何であろうが自衛隊にお願いする。第一線になって本当に体を張って守ってもらっているわけですから、そういう部分で私は堂々と自衛官募集の看板は出すべきじゃないのかなと。自分たちは災害があつて怖いときだけはお願いします。あとは何か全然必要ないみたいなんでは、これは同じ日本人としては寂しいなど。そして、第一線で命を張る自衛隊の皆さんには申しわけないというふうに強く感じているから今のような質問をしているわけです。

それで今後、こういう看板等はどうするのか。答弁求めます。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 実はただいまの看板につきましては、これ実は合併前の旧松岡町で使用しておった看板でございまして、ちょっと我々も気づかずにそのまま放置をしておきました。相当足元のほうも腐っておりまして、使えるような状態ではございませんので撤去させていただいたところでございます。

今、自衛官の募集事務についてはポスターの掲示あるいはリーフレット等を総務課のほうのカウンターのほうに置きながら、そういった形で募集の事務を進めているところでございます。特に看板については今のところは考えておりません。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） あんのところへ看板置く必要ないですから、即処分していただいて、もう腐っていれば。あるからこうなるんで。

ただ、やはり国防の件ですから、やっぱりどこか見えるところへ、やっぱり自衛官募集というものは必要ではないのかなと思いますけど、それ以上のことはまた考えていただければ結構です。

それでは、4番目です。最近、いかに元気で命が尽きるまで、命があるまでですか、いかに健康で過ごすかと。そういったことがいわゆる長寿から健康長寿という名前までだんだん意味合いも変わってきていると。

そういう部分で来年度、次年度、その健康長寿という施策に関してどういったことを考えているのか。あるいは今現時点での健康長寿とはこういったことを想定していますというのは、一度説明をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 今の現在の状況としましては、議員さんおっしゃられるように日常生活に介護を必要としないで自立した生活ができる健康寿命の関連事業の取り組みとしまして、保健関係の主なものとしまして、乳児健診、それから妊婦健診、中学1年生からの子宮頸がんワクチンの接種、それから20代から高齢者までの各種がん検診、それから健康診査の実施。福祉関係の主なものとしましては、高齢者の介護予防教室、それから転倒防止の事業、それから地域ふれあいサロン事業、現在62サロンありますけれどもそういうふうなサロン事業。それから、健康づくりの事業として主なものとしましては、指定地域住民全員によります2年間の期間で地域がつくるみんなの健康づくり推進事業等、それからストレス診断によります心の健康、それから食生活改善委員によります生活習慣病予防、これの推進など、乳児から高齢者まで各世代にわたり幅広く行っているようなところでございます。

次年度の取り組みというふうなご質問もありましたので、あわせてお答えさせていただきます。

高齢者福祉関係の地域ふれあいサロンですね。これ今現在、先ほど言いましたように62サロン、登録者数で2,042名が登録されております。24年度におきまして新規サロンが5サロン、それから登録者数で138名の増員ということになっております。今後もサロンの増強に向けてまいりたいと思います。

それから、介護予防事業の中でも認知症対策としまして脳トレ教室を現在実施

しておりますけれども、新年度、新たな対策事業としまして町内の高齢者を対象としました認知症や鬱病、この問題解決のために福井医科大学の精神科と町及び社会福祉協議会並びに地域包括支援センター、県の健康福祉センターと協力して取り組むことができないかというふうなことも考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） これなかなか難しいよね。私もサロンの代表をしていきながら地域福祉のサロンはどうあるべきかと考えてくると、さまざまな捉え方があるんですね。強いて言えば、行政が頑張り過ぎれば過ぎるほど事務量がふえて、実際、サロン代表者になるとかなり苦痛になるという、こういう場で堂々と言っていたほうがいいのかと思いますので、その辺の事務の煩雑にならないような形だけは改めて見直してほしいと。

そして、ずっとサロンをやっていくと、みんなサロンそれぞれにやり方が違ってくるんですね。今後、回数をふやすとかなんとかというと、場所に当然大型のテレビ、スクリーンがあるところもあればないところもあるんですけども、昔懐かしい映画を、きょうは映画会するぞとか、それから昔いた虎造の浪花節を聞きたいとか、それから当然カラオケがあってもいいですし、それから当然健康ですから風邪が ときには大変忙しいでしょうけれども、保健婦さんが来て風邪にかからないようにしましょうとか、そのためには手洗いがあってとか、あるいは肺炎がないようにブドウ糖菌をするような、注射を当然年齢があれば3,000円は町内で持っているわけですから2,000円でできますよとか、そういうふうな形で意外と知っているようやけれども知らないんですね。知っている人は知っているけれども、知らない人は知らないと。ですから、その辺のどうやって周知を図るかという。

ですから、サロン運営にはやっぱりそういう道具が要るんですね。それを改めてやって行ってほしいと思います。サロンの中身を。ただ、書類で求めると、何かいかにもそういうふうに遊びなことが多くなるとサロンではないみたいな指導になっちゃうんで、もともとサロンというのは家にいると暇やし、電気代もかかるし、それから認知症にはなりやすくなるし、やっぱりみんなお互い元気で、おお、元気かまたねという、その辺で元気で爽やかな声をかけて一定の時間を楽しく過ごして、きょう、雪降ってるで転ばんと帰ろうのと、また元気なお声で1カ月一遍であれば来月会いましょうという、それがやっぱり最大のサロンの、参加

する人はみんな楽しみですよ。ただ、やっているほうはちょっと難しい保健の話も聞いてほしいし、体操もしてほしいってあるんですけど、それが全面的に行くとかやっているほうは大変苦痛ですね。

ですから、改めて生き生き、健康長寿の一つの道具ですから、相手が嫌がることを無理してやったって、それが通るのは義務教育の学校教育だけですから、これはしつけですから。ですから、その辺とひとつ混同しないように、ぜひいかに楽しくサロンに来ていただけるかという本来の目的を考えてほしいなというふうに思いますよね。

もう一つ見ると、結構病氣したりとか、あるいはしている人の配慮はかなりあるんですね。ところが、病氣もしないけど、だんだん年齢がいくとちょっと歩行が困難になったりとか、それから自分で体操したりとか。だから、もうちょっと、今度は文化的な面も力を入れてもいいんじゃないかなと。ですから、松岡の文化祭なんか見ると踊ったりカラオケやったり、ああいうところにもどんどんやってみよう。だって、声出すということはそれだけ元気になる一つの方法ですから。

私はマレットの会長をやっていますけど、90歳の人ですよ。大先輩が36ホール回ってちょっと疲れたかなというぐらいですね。私なんかはふだんほとんどしませんから、半分の18ホール回ると体がくたくたになって、足が突っ張ってくるんですね、筋肉が。ですから、何でもいいんで、そういうことをどんどんやってみようという。

だって、病氣かかったら金かかりますもんね。私も心臓悪いで、来月検査するといったら6万から18万の間かかるんですよ。3割負担の自己負担がですよ。ということは、医療費から見たらその3倍ですから、仮に10万なら30万かかるということですから、これ10人いたら300万ですよ。確かにそういうふうにならなくなった人は病氣になった人にお金をフォローするのもいいけれども、かからないようにやっぱりそういうふうにお金を使うこと、そういうところに本当に文化的で健康的な、いわゆる生き生きで健康長寿ができるような政策も改めて考えてほしいと。

ただ、それやると何か遊んでいる人に税金使うんかというふうになるんですけども、ただ行政ですからそれぞれの出るお金は所管ごとになっているからわからないだけで、1軒のうちであれば医療費で10万円使おうが、冷蔵庫買って10万円使おうが、スーツ買って10万円であろうが出費は出費ですから。ただ、行政はそういうふうに、改めてお金の使い方、価値観というものがわからないよ

うな仕組みになっていますから、ですからいかに健康で長寿できるような、やっぱり永平寺に住んでよかったよなというそんなんでもいいと思いますし、それも改めて違った角度から、ひとつ来年度は検討してほしいと。これは強い要望はしませんから、要求という形にしておきます。

一応4番目はそれで終わります。

あと5番目です。なるべく、議長、早く終われということですから早く終わりますけど、5番目の今現在、体育館の使用とか、あるいは夏へいけば野球、サッカー。私、ことしの夏を見たときに、上志比地区を見ますと少年野球する人が減っているんですね、やっぱり子供がね。それだけ少子化になっているわけですから。そうすると、ナイター料っていうのは子供が10人でやろうが20人でやろうが電気代は一緒ですから。片一方を見ると、今度は、あえて競技を言うと、何か押しつけがましくは言いませんけど、室内競技においてはお金取っているというふうに聞いたことないんですよ。その辺、実態どうなんですか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 議員さんおっしゃるとおり、室内競技、体育館の使用に関しましては照明の使用料、それは取っておりません。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） そうすると、ですから上志比の昔の旧村民グラウンド、立派なナイター設備ですから、あそこだけが子供が野球しようがサッカーしようが使用料をもらっているということですか。そういう理解でいいんですか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 少年野球に関しましては、サッカーに関しましても基本的には学校グラウンドを使用していただくというのが本来の姿でありまして、ナイター使用が上志比の小学校のほうにはございませんので、上志比グラウンドを使用するというような形になっております。本来、社会体育施設であるB&Gグラウンド、それに緑の村グラウンド、上志比グラウンドは条例によりましてナイター料金を徴収することになっておりますが、現在、上志比少年野球クラブのナイターの使用料を半額ではございますが減免の形として徴収しているのが現状でございますが、今後、利用状況とか利用期間等を考慮いたしまして、ナイター使用料の徴収を免除し、無料にしていきたいという考え方を持っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） ということは、健全なる子供たちの育成のために条例を廃止もしくは減免の処置をとって無料にすると。ということでいいんですか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 条例にはナイター使用料という形で上がっておりますので、少年野球だけに限定するものではございません。一般の方もご利用されますので、条例の改正はせずに、内規的なもので処置をしたいかなと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 子供を健全に育成するという、もうこの辺はやっぱり町長は日ごろから言っている子供は大事にするという、これも一つの施策のあらわれかなと思いますね。

またもう1点、これは生涯学習課のせっかく課長さんですから、スポーツ関係は意外と目立つけれども、文化的な活動、それはダンスであったり、僕もこの間見ていたら松岡地区やと思いますけれどもチアガールの小学生の低学年の生き生きしてすばらしい舞台をやっていますし、それから とかというさまざまな文化的なやっているサークルがあると思うんですね。ここへの助成とかなんとかというのは今やっているんですか。現実にあるんですか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 文化関係、公民館講座としてのご登録をいただければ公民館講座として認めまして、人数割もございますし1講座お幾らという条例が決まっております、公民館講座に加盟されている団体に関しまして約170近くあるんじゃないかと思いますが、ちょっと詳しい数字はこちらへ持ってきておりませんが、永平寺地区、上志比地区、松岡地区、各地区にございますので、補助を流している状態でございます。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） ぜひそういうふうな公民館活動を、大先輩方もいろいろ元気でやっていますから、医者へ1回かかるよりも、2万や3万の助成金のほうがはるかにコストは安くかかりますから、ぜひ健康な人にもそこは生き生きして生活がいけるように十分配慮していきながら、助成金とか補助金、そんなにけちらなくて結構ですから、医者へかかったらよっぽど高くつくんですから。

それから最後になりますけど、きょう、テレビ見てましたら体温を、大体36度としたら1.5度上げると、きょうのテレビでは何か60度の中に入っていて20分やると体温が1.5度上がるんですね。36度から37.5度ぐらいまで上がると。それが活性化酸素ですねか、体が傷ついたりやつを体温を上げることによって自分の持っている回復力、そういったものが発揮して物すごく元気になると。その一番の症状が2日後に出るとやっていましたね。

ですから、いろんな事故があつて永平寺温泉禅の里もちょっとおくれるみたいですが、そういう部分ではどんどん活用してもらおうということのほうが、これは医療費は安く上がるなど。元気になればいいことですから、またそういったこともひとつ福祉課長、いかに医療費を下げるために健全なる禅の里温泉を使っていたらいいような、これは全庁挙げて取り組んでほしいと思いますね。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（伊藤博夫君） 次に、17番、酒井君の質問を許します。

17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 2点の通告をさせていただきます。まず1点は温浴施設関係、2点目は416号線沿いにある北島一飯島地区間にある旧白峰の跡、これはことし3月に私一回質問させていただきました。

では、温浴施設の現在中断をしております。その事情は私ども知らされております。私ども11月の中旬から下旬に向けて、議会と語ろう会を4チームに分けて、この温浴施設、禅の里につきましても詳しく説明をいたしました。そのやさきに松尾工務店の倒産というんですか、そういうことで現在中断になっていると。これは私ども、行政を責めるつもりはございません。現在、どういう状況になっているのか、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 健康福祉施設の建設工事につきましては、去る11月21日に当該施設の建設工事の請負業者であります株式会社松尾工務店が事業停止いたしました。法的整理の準備に入りまして、経営の行き詰まりが表面化した次第でございます。

町といたしましては、施設の建築契約の解除や現在までの出来高の確認などの清算事務につきまして、法定代理人であります弁護士の方と協議を今現在進めております。町ではこの清算が確定次第、残りの工事の設計書の作成や請負業者の選定について準備を進めまして、早期に事業の再開をしたいと考えているところ

でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 実は町長からも早い時期に完成する目的でという話がありました。

このことが先般、身体障害者協会のいろんな行事がありまして、その中で大変喜んでいただいております。早く4月に完成だと、4月から開業できるということで。どういう方かといいますと、オストメイト、これ自分からなかなか告白できない障害なんです。大腸がん等で手術して人工肛門を持った人なんかは自分から進んで、私も手が悪いですから進んで私も障害者ですということを言うんですけど、オストメイトの障害を持った方は自分から進んでそんな話はできないんですね。私のところへ来て、会長、いつになるんですかと。延びるっていうけどいつになるんですかと。CAMU湯も利用できない。永平寺町内にある温浴施設は利用できないと。当然、村外へ行っても、自分が非常に気が引けて利用できないと。やっとハートフル浴槽をつくるという、大変その方にしたら喜んでいただいておりますね。

そういうことを考えますと、事情が事情ですから、それで僕は責めるつもりはないんですけども、それじゃ、いつ開業を目的としているのか、それをお尋ねします。

○議長（伊藤博夫君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 開業日についてのご質問でございますが、まず今、残りの工事を発注する設計書の作成や入札に要する期間が必要となってきます。また、新たに請け負った業者が落札した後、現場の状況を把握し、仮設工事や資材の調達等に要するための準備期間が必要であります。このような工事着手後に必要な期間などを踏まえ、施設の開業日を決定することとしたいと思っております。

町といたしましては、少しでも早く事業を再開し、施設の早期完成を目指しますので、ご理解くださるようお願いいたします。

なお、町民の皆様への広報についてでございますけれども、12月の広報紙に開業がおくれることをお知らせはいたしております。今後も完成の時期や開業日などの詳細がわかり次第お知らせしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 日にちをはっきり言えない。これは当然ですね。まだ進行中のことですから。だけれども、ハートフル浴槽という、近年、この近郊にはない施設ということで、表面には出せないそういった方が今度の温浴施設を大変喜んでいて。そういう面も踏まえて、早期な実現に努力をしてもらいたいと、このように思います。

それじゃ次に416号線の、前回は質問をいたしました。永平寺の景観、美観を損ねる現在の状況。上志比地区の住民から私何回か言われました。議員さん、何とかできないかと。いや、個人所有のものを公的にどうのこうのすることはできないんだというふうに私は説明はしているんですけど、そこら辺の状況、何か進展はないでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 環境課長。

○環境課長（栂山 勇君） ただいまの質問について答弁させていただきます。

この場所は美観につきましては、これまでもごみが散乱したり、不法投棄が行われたり、雑草がひどくなってきた場合には環境課と上志比支所が協力しましてごみの除去、または雑草等の対応を行ってまいっております。

また、この場所に当たります建物につきましては、長年放置されたままの廃屋となっております。景観的にも、また安全面についても対策が求められるところでございます。原則的には所有者等が適切な管理を行うことになっておりますが、それがなされずに放置されている現状でございます。これまでもさまざまな所有者や関係者の方と話をしましたが、諸般の事情で対応が困難と考えております。

今後の方策としましては、このような空き家等の適切な管理や倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止するために、住民の安全性や安心な暮らしを実現並びに良好な景観保持等を図るために行政代執行も視野に入れた条例の制定について検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） ひとついい方向で進めていただきたいと思います。

それから、あの場所に自動販売機、あれも個人所有ですか。それから、看板は上志比地区の案内図みたいなのが張ってありますね。

それともう一つは、隣に青電話の、これはN T T関係、公衆電話があるんです

ね。あの公衆電話を、一つの犯罪防止という意味からも、あの電話機をえちぜん鉄道の山王駅に移行はできないのかと。それはなぜかという、若い人は携帯電話で全部やりますけど、お年寄りが夜、電車をおりて例えば雨降っている、風吹いている、雪だというときに、迎えに来てくれという連絡ができないんですね。そういう面を考えて、あの公衆電話の移設、NTTに対する要望というか、そういうことはできないんですか。

○議長（伊藤博夫君） 環境課長。

○環境課長（柁山 勇君） ただいまの自動販売機の件につきましては、うちのほうも業者に言いましてきれいに取っていくようには言っております。それと、業者の来るのも1カ月に一遍とか2週間に一遍とかになりますので、その間はうちのシルバーに委託しております環境パトロールによりまして、あそこに不法投棄とかそういうものがあれば取ってこちらのほうで始末しております。

電話機のことについては、環境課で答えればいいのか知りませんが、これにつきましてはまたNTTのほうに一回確認しまして、できるかできないかを行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 官地ということで、実際に一方の地面は確定していますわね。本当にあれは堤防に沿ったところでの利用した白峰ですわね。そういうことを考えて、今、条例を考えているということ、大変私ども前向きに考えていただきたい。

本当に私はあこを毎日通って、ちょっと寄るんです。まあ家庭のごみ、空き缶、本当に汚いです。そういうことを考えて早急な対応をお願いしたいなと思います。

町長、NTTとのそういった関係は難しいんでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今お話聞きましたので、NTTとの関係をどういうことになるかということも十分調査して検討してまいりたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） ひとつよろしくをお願いしたいと思います。

清流の流れる、またアユのという看板があの前に出ていて、看板と現場とは全然違うんで、非常に私どもも気にしているんです。上志比地区の方も何人か私に言ってこられるのがありますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（伊藤博夫君） 暫時休憩をいたします。

5分まで休憩します。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

1番、小畑君の質問を許します。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） それでは、通告に従いまして2点お伺いしたいと思います。

まず最初に、6年後の福井国体、本町の取り組みはということでお伺いをしたいと思えます。

きのうですかちょっとテレビを見ておりましたら、福井国体のキャッチフレーズというのか、「福井しあわせ元気国体」ということで発表をされておりました。今10月に岐阜の高山市に行きましたが、岐阜の場合は「ぎふ清流国体」という名前が出ておりました。ということで、本県にとりましては2回目の国体開催でございます。

3月議会で一度お伺いをしておりますので、そのときは県の準備委員会が平成22年度2月に作成した福井国体ビジョンを基本的な方向性としながら、本町らしい取り組み姿勢を示したいとの回答を得ております。

福井国体ビジョン、これはどのような内容なのか。あのときはちょっと聞いておりませんでした。大枠をお示しいただきたいと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 国体ビジョンの内容はどのようなものかということでございますが、国体ビジョンは福井県が目指す国体の基本的な姿を明らかにするとともに、県民に喜びや感動を与え、県民が身近で生涯にわたりスポーツに親しめる環境をつくり、また子供たちの明るい未来につながる国体を実現するための指針として、県内の各界における有識者等15名で構成する国体ビジョン策定委員会及び4つの専門部会において検討を重ね、議員さんおっしゃるとおり、平成22年2月に策定されました。

このビジョンでは、福井国体の開催が県民にとって価値のある大会となるよう、また県民の元気と力を結集し、福井の魅力を高め、発信する大会となるよう、3

つの基本目標が設定されております。

1つ目の基本目標は、全ての県民が、式典や競技会の運営などボランティアに主体的に携わり、地域が一体となって県民運動を盛り上げ、県民の力と創意を集めて開催する。1県民1参加という形をとっております。

2つ目は、国体の開催が、県民にスポーツの喜びを広め、子どもたちから高齢者までそれぞれが好きなスポーツを見つけ、生涯を通じた幅広いスポーツ活動に結びつくようにする。1県民1スポーツを掲げてございます。

3つ目は、全国からのお客様を、温もりの心でもてなし、交流の輪を広げ、豊かな自然や文化、食などのふくいブランドを積極的にアピールするとともに、県民が自らのふるさとを再発見する機会となるようにする。1県民1自慢。

この3つの基本目標の実現に向けた創作が9つの分野に分けてまとめられているのが福井国体ビジョンでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 非常にいいビジョンかなと思っております。

実は県は、これ、福井新聞の9月13日ですか発表されております。一面トップです。運動公園の県営体育館ですか、これを全面改装ということで発表されております。競技フロアを2倍に、それから観覧席も1.5倍、それからその他の施設改修工事も入れて、総額120億円を見込んで、2014年、あと2年後、から16年、2年間かけて完成を目指すということでございます。

同様に、福井市でも市営体育館を改装し、周辺施設も整えられるようでございます。着々と国体に備える体制をとっています。

そこで、県の考えですが、各市町の国体会場施設の充実に向けての県の予算はどのようになっているのかなということもお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 会場の例えば整備なんかの予算といいますのはこれからだと思っておりますので、今ちょっと聞いておりますのは12月の末ぐらいに関係市町を集めるということ聞いておりますので、そのときにいろんなお話が出るものだと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 小畑君。

○1番（小畑 傳君） まだそういう段階かなという気はしますが、いずれにしても少しスピードアップする必要があるかと思っております。

本町は、バスケットボール、ハンドボール、ソフトボールのいずれもボールの競技でございます。その中でもハンドボール会場は北電体育館のフレア、この会場はご存じのように日本リーグの試合会場として使用されておりまして、我々も何回も会場を見させてもらっておりますが、非常に整った会場でございます。しかし、バスケットボール会場の松岡中学校体育館、それからふれセンの会場、特に松岡中学校は学校施設でございます。そういうことでいろいろ課題もあろうかと思っております。

10月17日の日本バスケットボール協会の国体施設、会場施設が行われます。私も参加をさせていただきました。そこでの指摘事項があったかと思っております。どのように対処をされるのかなと思っております。お伺いします。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） バスケットボール会場となる松岡中学校体育館及び緑の村ふれあいセンターの視察が行われました。松岡中学校におきましては、ウォーミングアップ会場がないことや、仮設も含めたトイレの整備、既存更衣室にあるシャワー室、シャワー設備の補修、また熱中症対策としてレンタルも含めました空調設備の検討や、立ち見席となる2階部分のギャラリーの耐荷重等安全性の確認など、指摘や指導を受けたところでございます。

また、ふれあいセンターにおきましては、床の傷みがところどころ見られるため、床面の研磨及びメンテナンスについて指導を受けております。なお、松中、ふれセンの共通事項といたしましては、照度を1,500ルクスに近づけるよう指導を受けたところでございます。

これらの指摘や指導などにつきましては、今後、県国体準備委員会や福井県バスケットボール協会と協議しながら、バスケットボール協会と協議検討しながら、十分対応できるよう万全を期していきたいと考えております。

○議長（伊藤博夫君） 小畑君。

○1番（小畑 傳君） 日程は相前後するわけですが、実は10月1日に体協での国体視察ということで、今会場でございます岐阜県の高山市に行つてまいりました。本町と同じ中学校体育館を特に見たわけですが、会場的には高山ビッグアリーナとか、あるいは高校の体育館、あるいは中学校の体育館、今申しましたように市立の中山中学校、特にここを見させていただきました。

会場へ行きますと、これティッシュですが、こういうふうなちょっとしたアイデアです。それから、これは応援グッズということで中へ空気を入れまして、両

方、二本ありましてたたくんですね。こういうようなものも皆さんに配布しておりました。

それから、これは観戦ガイド、これも無料で配られておりました。我々関係者はこういうふうな本冊になったものをもらっております。同時に、この中に、これは一般の福井県チームの速報値、このように試合が終わったらすぐこういうふうなものが出ておりました。これはパソコンで処理しております。これは点数の経過も出ております。おもしろい、いろんな方法があるんだなど見ておりました。

それからもう一つ大事なのは、やはりこういうふうな清流国体、飛騨の地域会場マップということで、いわゆるPRですね。その地域地域のPRをやっておりました。これも非常にわかりやすく地図も載せて、いろんな飛騨の高山の部分とか、そういうものを載せておりました。これなんかもこれからの国体、誘致に向けて、あるいは参加していただく方に福井、特に我々永平寺町のアピールも大事かなと思っております。

ということで、総称して見ますと、やはり各会場とも床やら照明が明るく整っておりました。それと、我々行ったのは平日でしたんですが、観客が非常に多くて、試合の両チームを均等に応援をしておりました。これは、そういうことで参加した選手を気分をよくしてあげるとのことかなと。ある意味、心遣いかなと思っております。

それと、会場にはいろんなのぼり旗がありました。そののぼり旗も各県の参加してきてくれる県の旗をぴっちりつくってありました。これは恐らくあの図柄からして、課長もご存じだと思うんですが、中学生ぐらいかなと、が自前で描いたんですね。福井もちゃんとありました。ということで、あっ、こういうことまでやるんだなということを実感しました。

それと、その会場の横には、いわゆる実施本部、それから協議本部、それに記録本部が置かれておりました。中学校の場合も、恐らくこれは教室かなと、あるいは教室でないかなと、ちょっとはつきりわかりませんが、そこをそういう会場に当てておりました。

それから、入り口にはテントを張りまして、先ほど申しましたようないろんな地域の特産品を特売もしておりました。そういうこともこれからする必要になるかなと思っております。

それから、会場を見ますとコート4面に中学生、あれは高校生かなと思うんですが、モップを持ちまして、選手が転倒をします。そのときに汗で濡れますから、

転んだ時点で審判試合をとめますからすぐ拭いてしまうというふうな、非常に臨機応変な対応もされておったなと思っております。

そこでちょっと感じましたんですが、岐阜国体の場合注目したのは、私、ウォーミングアップの会場でした。各会場とも中庭とか柔道場、あるいはちょっと変わったところではゲートボール場等をウォーミングアップ会場に当てておりました。また、ないところもあったんかなという気がします。本会場そのものは非常に整った会場なのに、何でウォーミングアップ会場がなかったのかなと。そこら辺等ちょっと実は聞くことができませんでした。

一方、今度の福井国体、翻って見ますと、バスケの会場、今度の新築されます県営体育館、それから福井の市営体育館、さらに高志高校の体育館がバスケットボールの会場と聞いております。いずれもその会場はウォーミングアップができる会場が整っております。ある意味それが必要かなと。福井国体はそういうことができるんだということが一つの目玉と言うとおかしいんですが、そういうことができるということですね。

ということになりますと、例えばふれセンもホールの場所が椅子を下げますと、ある意味ウォーミングアップ会場に近いものができるんかなと。ふれセンの場合ですね。ということは、松岡中学校の施設がその部分でどうしても劣ってくるということが考えられます。やはり各会場ともひとつ合わせた会場、均等な対応が必要かなと思います。そこら辺等のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 平成30年に73回の国体が福井で開催されます。その中で永平寺町におきましては、今お話ありましたようにバスケットボールが成年男子と成年女子の2種目、これはふれあいセンターとそれから松岡中学校の体育館です。それから、ハンドボールが成年の男女、それから少年女子の3種目です。これは、ふれあいセンターと北電の体育館ということになっています。それから、ソフトボールがy o u m e パークです。これは成年女子の1種目です。それで、3競技6種目が永平寺町で開催されるということでもあります。

今お話ありましたように、バスケットボールとハンドボールの中央競技団体の視察がありまして、私も同行いたしました。いろいろなご指摘、ご指導いただいたんですけども、今お話のように一番の課題といいますのは、照明とか床とかというのはそれはそれでいいんですけれども、やはり松岡中学校の体育館で練習会場といいますか、試合前の練習会場、ウォーミングアップの会場ということが近

くはないということですので、今後それが大きな課題になっていくと思っております。

今いろいろなお話をこちらでも検討しております、そういうものがウオーミングアップ会場を体育館の近くでとれないかということも今十分検討をしております。

さっき申し上げたように、県のほうで今月の20日過ぎだと思いますが、関係市町を集めているようなお話がありますので、そういうところでもお話を、この間も県からも来ておりましたのでいろいろ申し上げたんですけれども、そういうことも含めてどういう形で進めていくかどうかということも検討していきたいと思っておりますし、万全を期して多くの全国から皆さんが来ていただけるということでもありますので、せっかくの機会でありますので、スポーツの高揚もありますし、観光もありますし、いろんな面で地域の活性化に十分役に立つと思っておりますので、万全を期して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） ありがとうございます。

実は25年度の当初予算編成方針ということの中にも、まず一番最初の町総合振興計画の基本計画及び重点施策の着実な推進という中にも、平成30年度に福井国体で開催される国民体育大会に向けてということで施設の充実、スポーツ振興につなげる方向性を検討するということが載せてございます。ありがたいと思っておりますが。

県も先ほど言いましたように、2016年から18年ですから、もう間もなく取りかかるということです。そういうことで、非常に運動公園を中心に改修しますが、いずれにしても余り残された時間もそんなにないということですので、スピードアップをしていただきたいなど。それで考え方も早くまとめていただくようにひとつお願いをしまして、次の質問に移りたいと思っております。

2番目の質問は、小麦「福井県大3号」の作付けから商品開発・拡販はということでございます。

県大3号は、これは地元の福井県立大学で開発された小麦でございます。農林水産省の品種登録がこのほどされました。本県農業の小麦を見ますと、耐寒性晩生、耐寒性の奥手です。南部小麦が奨励品種であります。しかし、実態は全くと言っていいくらいに作付されておられません。何でかといいますと、やっぱり収穫時期が梅雨と重なり、品質に課題があると言われております。ですから、本県の場合

合は大麦が生産の主流となっております。そういうことで、全国でも指折りの量と品質を誇っています。これはこれで産地化かと思っております。

しかし、我が国で消費される麦は圧倒的にやはり小麦が主流となっております。当然ながら、小麦は輸入に頼っております。小麦全体を見ますと14%が国内産で、それからパンだけの小麦を見ますと1%しか国内で賄うことができおりません。農家がつくらないものをなぜか奨励品種にしておりますが、この南部小麦、平成23年1月に商工会で県、それから農主関係、それから実需者、さらにもう、さらにといいますか、もう使っておられる方もおります、方を対象に勉強会を開催しております。

さらに、我々議会でも、これは平成23年8月ですか、夏だったと思っておりますが説明会を行っております。それから、その内容等も聞いております。

米の生産調整が続く中、消費量の多い小麦の中でも、いわゆる県大3号の本町の位置づけはどのようになっているのか。それから作付をどのように思われるのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問の小麦「福井県大3号」は、福井県立大学で福井県の奨励品種の南部小麦と西風小麦の交配によりまして、倒伏しにくく、収量もある程度、300キロぐらいが見込めるということで、新しい品種として研究開発されております。福井県立大学、福井県、町、JA吉田郡の4者が協議をしながら、平成22年10月より本町の光明寺地区ほかにおいて品種登録までの試験的作付ということでご協力をお願いしておりました。

こうした中、議員仰せのとおり、平成24年10月23日に農林水産省に品種登録がされました。それを受けまして、これまでの町の作付の支援や光明寺地区の生産技術の取り組みを踏まえまして、11月30日に本町より小麦「福井県大3号」を農作物の円滑な流通を図るため、産地品種銘柄として北陸農政局へ申請を行っております。今後は北陸農政局で公聴会が開かれまして、平成25年4月1日に産地品種銘柄が公示される予定でございます。

議員仰せのとおり、現在の永平寺町内の小麦につきまして、特に小麦「県大3号」作付につきましては、8,400平米と非常に少ない状態でございます。ですから、まずは種子の確保を行いまして、平成25年度以降の面積拡大に努め、位置づけを図っていきたいと考えております。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 今の産地品種銘柄の申請ということですよ。25年4月1日ですか。

これによりまして、耕作者に恐らく補助金が交付されるんじゃないかなという気がします。多分、大麦と同じくらいの補助金と、それに小麦ということのプラスアルファがあるのかなと思います。その場合、どれぐらいの金額になるのかなと。それから、最低ロット、耕作面積はどれぐらい必要なのかなと。今後の奨励につなげる方策の一つと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問でございますが、今回の小麦「福井県大3号」が産地品種銘柄の公示がされますと、耕作者が農協等へ出荷されますと農業者戸別所得補償交付金の数量払いの分につきまして、等級ランクに合わせまして交付金4,580円から6,450円、これは60キロ単位ですけれども交付される見込みでございます。

さらに、平成25年度以降出荷された実績があるということで、小麦「県大3号」につきましては特にパン、中華麺の用途に限定して使用されますと、加算金としまして60キロ当たり2,550円の上乗せがあるとなっております。

面積につきましては、先ほど言いましたように非常に少ない状態でございます。新たな品種ということもございまして、大麦からの転換等を含めまして考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 基本的にはやっぱり大麦から小麦だろうと思いますし、先ほども申しましたように、米のいわゆる生産調整が行われておりますから、農家にとっては米をつくるか麦をつくるか、それによって販売品が上がれば農家にとってはそれはいいことなんでそれでいいと思います。

ただ、やっぱり最も大事なものは、農家にとっての採算性と、生産物、できた小麦の販売ルートの開発、それからさらにそれによる商品開発。採算性については、当面、補助金の確保を図っていただきたいということです。いわゆる大きく見るならば、国産の比率を上げるということかなと思っております。そういう意味では、町でもそのことでは大いに汗をかいていただきたいわけですが。

それともう一つ、私が言いたいのは、この県大3号が永平寺町の県立大学でできた商品ということで、やはり永平寺町という特産化、そういうことができない

んかなということなんですね。

以前には、例えば本県のコシヒカリがいつの間にやら新潟県のコシヒカリということにすり変わったという経過があります。ということ踏まえて、やはり県大3号は永平寺だというふうなものがないかなと。それによって農家所得が上がればこれにこしたことはないなど。農家にとってはいろいろ、例えばピクニックコーンとか、ニンジンとか、タマネギとかいろいろやっておりますが、そういうことも大事ですが、やはり穀物である小麦というのは非常にそういう意味で大事と思っております。さっきから言っておりますが、いわゆる天候が梅雨に入るといって、今までの米はつくらなかったわけなんです、やはりそこを上手に今度の県大3号クリアしております。本当に本町の奨励品種にしてもいいくらいじゃないかなと思っております。

そういうことで、農家には作付の奨励を、それからJAには集荷や商品調整、いわゆる米と違いますから脱穀調整まではしなくてもいいんですが、あのひげを取らなアカン作業があると思います。それから製粉の、あれは生食じゃないですから、粉にせないアカンわけですから、製粉の委託製粉、それが委託製粉がいいのか、売り渡しをしてしまうのかということも、これから量が拡大されますと考えていかなアカンなという思いがします。

今のところ、ロールケーキですか、あるいは麺ということがもう商品化されておりますが、もっと拡販するにはどうしたらいいか。いわゆる幅広い事業展開が要求されますし、ビジョンを持った戦略を持たなければならないと思っております。

既に坂井市の場合、6次産業者といますから、恐らく農家ではないと思うんですが、10ヘクタール、10町歩の作付をしております。いわゆるこの業者何が目的かといいますと、将来に向けた種子確保です。種の確保なんですね。将来、100町歩までやりたいということをやっていますから、そういうふうな大きなビジョンが要求されます。その場合のさっきから言っていますが、商品化、販売ルート、粉、製粉にするんかどうかなんかが要求されます。そういうことで、我々本町の宝である県大3号をもう少し真剣に取り組んでいただきたいと思っております。今後の事業展開をどのように支援されていくのかなと思っておりますが、お伺いしたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 福井県大3号が、今申し上げましたように今のところ8反ぐ

らいしかつくりられていませんので、まず作付の奨励を行っていきまして各説明会に入ろうと思っております。とにかく量を多くしていただいて、それによっては今度販売の拡大、いろいろなお話ありましたけれども、そういうものを含めてこれからしていったら、そういうものが本当に量的にも十分できるようになりますと、その特産化とかいうお話になってくると思います。まず作付の拡大といえますか、多くつくっていただくように、そういうことをまずしていきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 本当にせっかく本町に県立大学がある。ということで、いわゆる産学官の連携の中でこういう取り組みができれば本当にありがたいと思っております。ひとつよろしく願いまして、終わりたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 次に、4番、齋藤君の質問を許します。

4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 私は、3件の質問を通告してございますので、順を追って質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、新年度（平成25年度）の予算編成方針についてであります。

新年度（平成25年度）の予算を編成する時節となってまいりました。企画財政課においては、それぞれ各所管の課に対し指示をされておられることと思えます。議会に対しても、先般の全員協議会において平成25年度の予算編成方針が資料として提出されました。今回、ケーブルテレビを視聴されている町民の方に対して、また説明不足があれば、それを含め、再度、その概要をお示ししていきたいと思えます。

また、今日の景気の低迷における経済状態、また衆議院の突然の解散、選挙における選挙後の国政、政権等の行方が混沌としております。不安な材料が多い中、国や県の依存財源に頼らざるを得ない本町にとっては、極めて厳しい状況と思われれます。

新規の事業、また継続拡大事業におけるその財源の確保はどのようなのですか。大丈夫なのでしょうか。そして、経常的な経費、人件費、物件費、また各種団体の補助金等、また投資的な建設事業等の経費の目標というか、その指針等についてもあわせてお答えをいただきたいと思えます。

なお、先ほどの上坂議員と重複するお答えにつきましては省略されても結構でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） それでは、お答えさせていただきます。

まず初めに、平成25年度の予算編成の基本方針でございますが、基本計画に掲げております重点施策と中期財政計画でお示しをしております平成25年度以降の主な建設事業の推進、また経済情勢や災害などの緊急的、政策的課題への対応、行政改革の推進、活力ある地域社会づくりを柱といたしております。

また、先ほどの上坂議員でもちょっとご説明させていただきましたので、一部ちょっと省略をさせていただきたいと思います。

その中で、まず、財源の確保についてでございますが、景気低迷化が長期化をいたし、厳しい経済状況でございますが、平成25年度以降の財政の見通しや主な建設事業につきましては中期財政計画におきまして事業に必要な財源を含めお示しをいたしておりますが、社会情勢の変化に伴う国の制度改正や政策転換等が予想されますので、正確な情報収集に努めるほか、あらゆる機会を通じて国、県等への要望を行い、事業推進に必要な歳入財源の確保を積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、行財政改革の推進におきましては、既存事業の見直しを図るとともに、施設管理におきましても複数年契約の導入、また補助金、負担金等の適切な支出、老朽化が進む施設の延命化を図るなど、行政運営の効率化、簡素化に取り組むことといたしております。

さらに、経常経費の抑制等の行財政改革もあわせまして行うなど、財政の直面する行政課題や計画している事業を着実に実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） そもそも予算というものは、町民からの税金を町が1年間お預かりした税金を支出の見積もりをするものであります。予算の編成権限は町村長にあり、我々議会としてはそれを審議するものであります。来春3月には新年度の予算が提出されると思います。私たち議会も慎重に審議をして決定をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、2番目の質問でございます。冬季間の降積雪による、雪害対策についてお伺いをいたします。

本年、町内でも特に積雪量の多い上志比地区に対し除雪車を1台増大し、5台から6台による除雪の体制を新たに確立されましたことについて、地域の住民に

かわりまして、ありがたく感謝を申し上げます。

気象庁の長期予報では、ことしの冬は暖冬から一変、平年に比べ降雪量が多いという発表がございました。一昨日からもう既に多くの降雪があり、早朝より除雪車も出動し、所管課及び各支所ではその対応に取り組んでおられることと思います。私も職員時代、冬季間の除雪に対しては大変に苦勞をいたした記憶が数多くございます。本当にご苦勞さまでございます。

さて、ことしの冬の雪に対する除雪、排雪の計画、既に作成されていると思われませんが、その概要についてお示してください。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 本年度の除雪計画につきましてですけれども、本年度は12月1日から翌年3月31日までを除雪期間とし、除雪対象の道路延長につきましては約164キロメートルで、そのうち140キロメートルについて町内民間業者32社に委託しまして実施しております。

除雪作業は積雪量が10センチ以上に達した場合や、達すると見込まれる場合に作業を始めることとしておりまして、歩道除雪につきましては積雪が20センチ以上に達した時点で行うことになっております。

排雪場所につきましては、松岡河川公園、永平寺河川公園、中島河川公園の3カ所を指定しております。地区によっては積雪量の違いもありますことから、出動前のパトロールにつきましては積雪の多い地区からパトロールを始めるとともに、上志比地区につきましてはことし除雪車を2台増強いたしまして、永平寺町内全部合計で48台で迅速かつ効率のよい作業ができるように計画しております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 町内における除雪は、今ほど町内の建設業者等に委託をされているとお聞きしましたが、委託先のオペレーターと作業に従事されるお方に対し業務指導等はどのようにされているのでしょうか。また、十分に指導をされているのかどうか。そして、公平に除雪作業をするよう指導等を徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 委託業者に対します指導についてですけれども、委託業者に対する指導は、11月の下旬に委託業者を対象に除雪会議を行い、安全指導並びに出動基準や除雪路線の確認を行っております。除雪業者は、地域を把

握している地元の業者等を中心に委託をさせていただいておまして、除雪前に担当路線の下見を必ず行うなど、道路状況を十分に把握するよう指導しております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 次に、それぞれ各地区の集落内で除雪を最優先にする通学道路、また幹線道路等もあると思います。その周知がその地域の住民に対して十分ではないのかと思われませんが、いかがですか。

区長会や、また分署等々して各地区の区長さんに対し、町の計画による優先して除雪する道路と、また朝の除雪の大まかな予定の時刻を連絡できないものかどうか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 今ほどの除雪を優先する幹線道路の周知という点でございますが、除雪路線につきましては委託業者に各除雪路線図を配付しておまして、生活に密着した幹線道路を優先に作業するようお願いをしております。また、通勤通学時間に間に合うよう、十分連絡をさせていただいておりますが、降雪量や降り始め時間等によりまして作業の開始がおくれるといったような場合もございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

また、周知につきましては、12月号の広報紙あるいは各戸配布で各区長さんには除雪の路線図を配布させていただいておりますので、そういったことでご理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 区長さんに対して、そういうことを優先にあけるとかというのは渡されているということですね。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 路線図それぞれの地区の路線図に色をつけまして、その路線図を配付させていただいております。その中でどれが優先というのではないんですけれども、基本的にはそういった、先ほど言いましたように幹線道路を優先にあけていただくということで業者にはお願いしておりますし、そういったことでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

- 4番（齋藤則男君） 私聞きましたのは、地域の方が道路のどこが最初にあけるか。あそここのところをあけるのにうちの近くはあけてくれないとか、ちょっとそういう言い方はおかしいんですけれども、そういう感じの方がおられます。何でいつもそこだけあいててここはあかないんやとかというのが意外とそういう苦情が多いかと思うんですね。だから、区長さんにはここは朝の一番には道路があきますよと、この地区のここはその後であきますよと。それから、通学道路の問題も、子供の通学道路なのにあけてくれないとかという小さな苦情なんですけれども、そういうようなことがいろんな私らの耳に入ってきます。だからサービス、だんだん過剰、過剰となると思うんですが、できるだけ細かく区長さんに対してで結構でございますので、そういうことを周知していただきたいなと思っております。
- それから、除雪の時間なんですけれども、恐らく大体決まっている時間に必ず来られると思いますので、大体この地区の場合は6時から6時半ぐらいまでの間というようなことができないものかどうかですけれども、どうでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

- 建設課参事（平林竜一君） 除雪の予定時刻ですけれども、先ほども申しましたように、降雪量とか作業開始のそのときの時間の降り始めとかによって状況が変わりますのでなかなか難しい点はあるかと思っておりますけれども、今職員2名が早朝よりパトロールしまして、作業開始になりますと1名が各支所あるいは本庁に詰めておりまして、あとの1名がパトロールに行くというような状況でございます。
- その中で各オペレーターと連絡をとりながら情報収集したりというようなこともやっておりますので、なかなか区長さんにその時間帯をお知らせするというのは難しい面もありますが、なるべく通勤通学時間には間に合うような形でやっておりますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

- 4番（齋藤則男君） 大変難しいことだと思いますが、年間、その期間中を通した時間で結構でございますから、その日によってこれというのは大変難しいと思うんですけれども、大体この地区の場合は6時か6時半ぐらいですよというふうな、その年のはできたらお願いしたいなと思っております。

雪のことでちょっと福祉課長にお願いをいたします。ひとり暮らし、障害者、高齢者、また老老世帯等助けが必要人たちの除排雪についてでございます。地域の皆さんで助け合うのが基本ではありますが、支え合う方法がわからなかったり、また地域の民生委員や福祉委員に温度差があると思われれます。指導等の徹底によ

り格差のない体制づくりを要望いたしますが、お答えがあればいただきたいと思
います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 冬季間のひとり暮らしあるいは高齢者等の世帯、
除雪は大変だと思っております。昨年、社会福祉協議会に各支所3カ所ですけれ
ども、除雪車を購入いたしております。それを利用しまして、地域の福祉委員さ
ん並びに近所の方がそういうふうな除雪車を利用して、高齢者等の世帯の除
雪に当たるというふうな体制をこれから社協とまた話ししていきますし、民生委
員さんとのまたひとり暮らし等の除雪の相談にも乗っていただくようなことも連
絡させていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 雪に対する苦情は年々さまざまな形で起こってきます。これ
で万全という方法はないと思いますが、一般的な解決方法はあると思いますので、
誠意をもって対応し、お互いに理解し合うことが大切だと思いますので、よろしく
お願いをしたいと思います。

次に、町道の改良は計画的にできないのかということで質問をさせていただきます。

この質問は、去る23年9月の定例議会の一般質問でいたしました。再度さ
せていただきます。

町道の改良、新設、拡幅等地区の要望をまつことも必要であります。町全体
を眺め、計画的に整備することはどうでしょうか。

1集落だけの場合は、その住民の理解を得ればいいのですが、集落と集落を
結ぶ場合とか、集落をまたぐときとか、またその集落の出入り口が他の集落とか
の場合等々、ほかの地区の協力を得なければならない場合などさまざまな課題が
あります。なかなか困難なことと思いますが、町内での地域間格差をなくすため
にも町民のため、改良整備ができないものでしょうか。

そして、その整備計画を関係地域に提示して、その地域の理解を得たところか
ら計画的に実施するというものです。また、その費用は毎年上限を決め予算化し、
整備を進めていくことにより通勤や通学の利便、緊急車両の運行、冬季間の除雪
作業等、また計画的な公共事業の実施による関連企業の活性化による地域経済に
も関連すると思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） ただいまの町道の改良につきましてですけれども、集落内の道路の拡幅整備につきましては、用地買収や家屋移転補償に多大な費用を要することから、家屋移転の必要が少ないところ、ない用地を無償で提供していただいた上で施行しているような状況でございます。

したがいまして、このような路線につきましては町が一方的にといいますか、整備計画を立てるよりも地区内につきましては地区住民の総意である地区要望書を提出していただいて、町が必要ということ判断した上で施行するというような形、現在の形が望ましいと考えております。

また、地域間格差があるというご指摘でございますけれども、上志比地区におきましても地区要望を受けて水路のふたがけとか、のり面の整備等改良工事を毎年行っているような状況です。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 前のお答えと同じような答えなので、ぜひとも全体的な計画を持つんですね。地域部分を見ればなかなか難しいと思いますけれども、全体的にこういう整備計画というものをつくって、10年なり20年の長期でもいいと思いますが、そういう計画をつくり、それによってその地域の理解を求めながら進めていくというのも一つの方法かと思っておりますので、ぜひとも前向きに検討をしていただきたいと思いますと思っております。

町道の計画的な整備をすることによりまして、町の景観づくり、また環境整備、都市計画等に私は必ず役立つものと思います。住みよいまちづくりのために努力されんことをご期待申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩をいたします。

1時から再開いたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、11番、長谷川君の質問を許します。

11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） よろしくお願ひします。

通告に従いまして、今回3問の質問をさせていただきます。

まず1問目ですが、永平寺地区体育祭の開催についてであります。

本件については、過去2カ年開催されておりました。本年再開を決定したわけですが、実際は雨天のため中止になっております。

そこでお聞きいたします。再開に当たっては全集落一致が基本でなかったのかと聞いていますが、不参加集落がある中で再開した経緯についてお聞きします。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 永平寺地区体育祭の開催についてのご質問でございますが、3年間中止の状態にありましたが、各地域から再開の機運が生まれまして、全集落の参加が基本を前提として体育振興会総会及び体育検討会が体育振興会主催で協議されました。結果、今年度は全集落が参加ではございませんでしたが、強い思いを持っていただきまして全再開されたものでございます。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 過去3年やったんけね。私の間違いやね。2カ年というように。

聞くところによりますと、体育振興会に対する助成金を得たいがためにというように話を聞いているんですが、そこらあたりはどうなんでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 町では体育祭開催に当たりましては補助対象経費に該当するものに対して助成をしております。体育祭開催前に、必要経費といたしましてプログラム印刷や商品代がかかりますので、補助金交付申請書の提出をお願いいたしまして助成金の支出をいたします。

今年度は台風の影響で3地区とも中止となりましたが、プログラム印刷とか商品代はかかっております。そういうものに関しましては支出の対象といたしたいと思っております。

その後、例年どおり各地区より実績報告書が提出されまして、内容の精査をいたしまして額の確定がされ精算されるものでございまして、補助対象以外のものに対して支出はしておりません。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） やはり全集落が基本だと私どもは思っていますので、永平寺地区が一つになるようにぜひとも粘り強く道筋をつけていただきたいと、そ

ういうふうに思います。

それから、体育祭でなけなだめなんかといった声があるんですね。その大会の方法論も今後もあわせてご検討いただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 先ほどのご質問にもありましたが、町としましても全集落参加が基本と考えております。永平寺地区体育振興会側にも全集落参加が基本とお願いをしております。また、体育祭を3年間開催していなかったことや、時代の変化、人口の高齢化等があり、競技内容に難色を示される区長様もいらっしゃるのが現状でございます。体育祭という形にこだわらず、多世代、異世代、いろんな方の世代の方を地区民の方が楽しめる形を検討、協議する必要があります。今来ているのではないかと考えておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 今課長が言われるように、体育振興会では年間を通して種目別でいろんな大会を実施していると思います。体育祭に固執せんと、そういった年間を通した種目別のそういったところをもっと充実したらいいというふうな意見もございますので、ぜひともひとつご検討をいただきたいなど、そういうふうに思います。

次の質問に移ります。借地料についての質問です。

23年度決算において、借地料の総額6,417万2,000円余が示されました。未利用地の土地や施設、それから遊休地などの不要資産はないかと。また、それらに対する有効な活用策の検討、それから返却の考えはどうかということ、きょうは今後の予算編成にも関連します、その一部をお聞きしたいと思います。

そこで、清水区の旧公民館施設、それから上志比地区の西プールの借地料はどれだけか。ちょっと詳細がわからないので教えてください。

○議長（伊藤博夫君） 上志比支所長。

○上志比支所長（清水 満君） 旧公民館施設の借地料につきましては81万4,534円となっております。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 上志比西プールでございますが、借地料は28万3,559円でございます。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 合併して7年目を迎えますけれども、この有休施設に対しての事業評価はどうなっているのか。今言われた100万余、この借地料をいつまで払い続けるのかといったことで、早急に結論を出すべきでないかというようなことを思うわけですが、ご所見をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 上志比支所長。

○上志比支所長（清水 満君） 公民館施設の現状につきまして、上志比支所のほうからご説明をさせていただきます。

旧公民館施設は体育館、教室棟、調理室棟からなっております。昭和57年に小学校の移転によりまして公民館として使用をされてきたところでございます。しかしながら、施設の老朽化が進んだこと、また耐震診断がされていないことから、平成21年度より公民館を支所2階に移し、当施設は現在閉鎖した状況となっている状況でございます。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 旧上志比公民館の今後のことですが、上志比支所長が申しあげました状況でございまして、町といたしまして今後解体の方向を検討する時期に来ているのではないかと考えております。

また、体育館につきましても以前よりお話を伺っておりますので、耐震の強度等も調査し、施設の運用については検討していきたいと思っております。

上志比西プールは、昭和49年に建設され使用してまいりましたが、施設の老朽化が進み、地下水の水量の減少、くみ上げポンプ、電気施設の取りかえ等全面改修が必要となり、平成23年度より閉鎖した状況になっております。平成25年度中には取り壊しを考えておりまして、借地料を平成25年度までと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） プールについては25年度解体というような方向、それから公民館についてはまだいろんな面で検討中というようなことにちょっと承知したんですが、やはり今のプールみたいに年限を切って道筋をつけていただきたいなど、こういうふうに思います。それは私どものちょっと思いをお知らせして、次に移ります。

次、ポケットパークの土地賃借料として20万余計上されています。利用状況

次第によっては返却も考えられるわけで、これも早期に結論を出すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） ポケットパークにつきましては、永平寺地区の谷口、飯島、吉峰、この3カ所に今整備をしております。平成元年のふるさと創生事業で整備をしたというふうに伺っております。

今、3カ所それぞれ国道416号あるいは通称鮎街道、主要地方道勝山丸岡線、これに面したところに駐車場あるいは休憩施設等が整備されておまして、現在も調査したところ、相当年間を通じてそれぞれに利用されている状況にあります。

それから、草刈り等のそういった維持管理等については、地元の方に大変なご協力をいただきながら管理をしていただいております。そういうことで、全く利用されるそういった状況がなくなるまでは、当面の間、この施設については運用していきたいというふうに考えているところでございます。

十分、その実態は把握をしていく必要があるかというふうに思っております。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長、「吉峰」と言ったんですけれども、「吉波」と間違えたんです。

○総務課長（布目洋一君） 訂正します。吉波地区でございます。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

次に、少しニュアンスが違うんですが、小中学校敷地の借地料についての質問でございます。

決算で2,230万余計上されておりました。町長は学校は残すと明言されております。したがって、この借地料は未来永劫に支払われるわけでございます。

近年、買収の動きはないと見ていますけれども、合併前の永平寺地区では頻繁にはございませんが地権者の要請に応じて買収の実態がございました。昨今の景気がよくない状況下で、地権者から学校敷地を買ってほしいと、そういう旨の要請があった場合のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

学校敷地は、土地賃貸借契約に基づきまして土地をお借りしており、賃借料支払いをしております。

ご質問の土地の買収の要請があった場合はということでございますけれども、

現在、買収の考えはございません。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ございませんとはっきり明言されましたけれども。大きい土地ですので一度に取得は難しいと思います。少しずつでも積極的に買収していくという考えはないか。といいますのは、地権者に打診することで売りたいと思っている人の後押しになると、そういうふう思うわけですが、いかがでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 町全体の町有地に対する運用とか方針、または財政面を考慮しなければいけないというように見ているところでございます。その点、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） きょうは理事者のお考えを聞くということでとどめておきたいと思います。

次の質問に移ります。

中部縦貫自動車道建設関連の下流域排水対策についてでございます。

平成28年5月開通を目途に鋭意建設中の中部縦貫道路、一日も早い完成が待たれるわけでございます。一方で、沿線住民の中には非常に心配されている課題がございます。

先般の議会と語ろう会や、その以前にも私ども沿線区長さんからお聞きしているわけですが、下流の排水対策について沿線集落からの要望書、それからその回答についてもるる説明されていることも承知しております。いかんせん、まだ住民、そして区長さんの中にはその意が伝わっておりません。

そこで、住民の不安払拭のために地元の体制が変わる年明け早々にでも沿線集落に対して改めて説明会を開くべきと考えますが、進捗状況等も含めて積極的にお願ひしたいと思います。ご所見をお伺いします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） ただいまのご質問ですけれども、現在、中部縦貫自動車道の福井北インターチェンジから上志比インターチェンジの区間で工事用道路と道路改良工事、橋梁の下部工事及び上部工事などが行われておまして、それぞれに関係する地区において地元区長さんや対策委員会を含めまして、工事概要

の地元説明会を開催し、その席上であわせまして道路排水計画についても説明を行ってきているところでございます。

今後平成28年度末の全線供用開始を目標に永平寺東インターチェンジから上志比インターチェンジの区間で多くの工事が発注されることとなりますので、その工事の概要の地元説明会などの機会をとらえまして、道路排水計画等についても国に説明を求めていきたいなというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） どうかひとつよろしく、小まめをお願いしたいなと思います。

それで、花谷・光明寺地区については用地取得から恐らく十二、三年たっていると思います。買収に至るまでにはさまざまな経緯があったと思います。そのことに関して、国も県も町も一体となって対処してきたと思います。用地を買ってしまえばこっちのもんやというのでなしに、今後とも行政が国、県、町一体となって親切に対応していただきたいなと、こういうふうに思うわけでございます。

最後にご所見をお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 中部縦貫自動車道の路面排出につきましては、河川や現況の排水路を流末として計画しております。農業用水や生活用水の取水箇所より上流で排水するような場合につきましては、油水分離柵で道路の排水を浄化しまして、浄化した後排水することとしております。

また、水路断面につきましては、区域ごとの流域面積をもとに断面を決定しており、区域の変更などにより路面排水の流出量が増加する場合などにつきましては調整池等を設置しまして、従来と同じ量に調整しながら河川や既設排水路に流す対策をとっております。

近年のゲリラ豪雨等により、支障を来しているような下流域につきましては、例えば高橋川の改修工事、花谷地区におけます小谷川の水路の改修工事、花谷川の護岸工事など、県と町が連携をとりながら対応しているところでございます。

光明寺地区につきましては、集落内の既設排水路の断面検討を行う予定をしておりまして、今後はその調査結果に基づき改修が必要な場合には計画的に対応をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） お話聞けばわかるんですが、最後に、行政は当然ですけれども、業者にもひとつ真心を持って地元の人に対して対応、対処していただきたいなど。これだけ一言残して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） 次に、7番、川治君の質問を許します。

7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 7番、川治です。通告にしたがいまして、2点質問をさせていただきます。

1番目に、機能補償道路に信号が設置されないのはなぜかということで質問をさせていただきます。

永平寺町総合振興計画の中で第3編の基本計画第4章第1節で道路網の整備を掲げて、地域発展と活性化を目指して道路整備を促進しておりますが、特に国道416号、364号及び機能補償道路につきましては重要な生活基盤道路であり、交通渋滞緩和のため早急に道路整備を図る必要があると記されておりますが、現在の国道416号並びに364号の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 国道416号につきましては、吉野堺バイパスとして4車線化の事業を進めているところであります。現在、国道416号を横断する地下道の工事が進められております。国道364号につきましては谷口地区の中部縦貫自動車道の工事整備にあわせまして、国道364号との取り付け部分の概略設計を現在行っております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは、次に、中部縦貫道路と機能補償道路の進捗状況についてもお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 中部縦貫自動車道につきましては、現在新たにできる福井北インターチェンジ付近において橋梁の橋台工事や盛り土工事が順調に行われており、吉野堺、吉野両地区では、松岡高架橋の工事が進められております。谷口地区から轟地区におきましては、工事用道路の造成や道路改良工事及び橋梁の下部工事が行われている状況でございます。

一般県道栃神谷鳴鹿森田線——通称機能補償道路ですけれども——につきましては、野中から浅見区間で道路改良工事や橋梁の上部工事が行われております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） ただいま機能補償道路及び中部縦貫道の進捗状況をお聞きいたしました。現在、勝山市民及び沿線の地域住民が国道416号線を利用している車は平成22年のコンセンサスでいいますと飯島で1万3,581台、これは1日ですが、毎日福井方面に向かっております。

また、大野市から福井に至る158号線、いわゆる美山街道であります。これも1日1万4,000台が通過しておりますが、今後、現国道を利用する者、また新設道路を利用して福井に出る車に分散されるかとは思いますが、国道416号線では通勤時間帯である7時から8時半までの間、花谷のローソン前から上志比の山王まで車が連なり渋滞しております。

飯島の交差点におきましては、必ずと言ってもいいほど押しボタンの信号機を押さなければ横断することができません。

平成24年度中には中部縦貫道路の大野インターから上志比インター間が開通の予定であります。また、25年には機能補償道路浅見―光明寺までの区間が開通することから、25年度には中部縦貫道路と機能補償道路が一気に連系されます。大野から光明寺までの区間が供用を開始されたときの交通動態はどのように変わるのかをお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 供用開始された場合ですけれども、現在の国道416号の交通量が当区間に一部返還するということが予想されますが、現道との2路線の東西幹線道路が利用できますことから、それぞれ交通量が分散し渋滞緩和につながると考えております。

中部縦貫自動車道の大野―上志比区間の開通によりまして、奥越から福井市北部への通勤等の交通量が増加するというようなことが予想されるかと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 次に、中部縦貫道路の大野から上志比間、機能補償道路の上志比から光明寺までは信号機の設置は交通量の状況を見てと聞いております。現在、供用開始されている光明寺から越坂トンネルの区間においては信号機が1カ所ありますが、基本計画に示されているとおり、交通緩和のための道路であることかもしれませんが、信号は皆無と言っても過言ではないかなと思っております。運転する者といたしまして、信号の多い国道416号線を選ぶか、または信号のない新設道路を選ぶかは火を見るより明らかではないかと思っております。

こうしたことから、次の点について伺います。

機能補償道路の幅員構成と設計速度についてまずお伺いいたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 道路企画でございますが、第3種2級設計速度60キロでございます。幅員構成につきましては、集落内の両側歩道区間につきましては全幅員が15メートル。その内訳としまして、歩道が3.5メートル、路肩75センチ、車道が3.25メートル。2車線ですので3.25メートルが2車線分。路肩が75センチありまして、両側に歩道3.5メートルがつくというような幅員構成でございます。

また、その他の片側歩道区間につきましては、全幅員で12メートル、歩道が3.5メートル、路肩3.5メートル、車道が3.25メートルが2車線分に、路肩1.25メートルで12メートルでございます。

速度規制につきましては、現在、公安委員会と協議中でございますが、制限速度40キロから50キロを予定しております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） ただいまも説明がありましたとおり、機能補償道路につきましては設計速度60キロ、また中部縦貫道路におきましても60キロということで、暫定断面で今工事を進めているかと思えます。

しかしながら、制限速度、いわゆる法定速度といえますのは、これは実際に走る速度であって、設計速度というのは60キロで走っても安全ですよという設計のもとでやっているんですね。規制をされる50キロについては、これは谷口でも50キロですのでそういう形になるかと思えますが、そうしたことから次の点についてお伺いをいたしたいと思えます。

機能補償道路の浅見一光明寺までの区間におきまして、横断する町道の箇所数、また町道の幅員と隅切りが確保されているかの2点についてお伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） まず、横断する箇所でございますけれども、機能補償道路を南北に横断する町道は全部で6路線あります。幅員と隅切りにつきましては、現在工事が進捗中でありまして、整備が完了している箇所につきましては一部町道の拡幅工事と隅切り工事が完了しております。町道の幅員につきましては、今後の利用度や拡幅の必要性等、十分判断した上で検討していきたいと考

えております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 次に、機能補償道路を横断する町道の通学道路に指定されている箇所数ですね。これは何カ所あるのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 通学路につきましては町道轟3号線の1カ所でございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは、そういう1カ所ということですが、横断歩道が区画線で今後設置されるかと思えますけれども、自動車を運転する者として信号がない場合、その横断歩道が視界に入るかどうか。また、目視することができるか。そして、児童や老人が走行速度に対して安全に横断することができるかの3点についてお伺いいたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） まず、横断歩道を目視できるかということですが、通常、横断歩道の手前にダイヤモンドといまして路面表示のマークあるいは標識等で注意喚起を促すことによって横断歩道を確認することができるかと思えます。

集落内の速度規制等も含めまして公安委員会と県に対し今後強く要望していきたいと思えますので、安全に横断できるよう町も県及び公安委員会に対して要望していきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 昨年の9月の定例会で町道との交差点における信号機の設置について検討するよう要望いたしました。沿線の地域住民は信号機を設置していただけるものと信じていますが、この件についてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今月4日に轟地区のほうから信号機2カ所についての設置の要望書をいただいております。現在も既に永平寺警察署を通じて設置の要望をしております。なかなか信号機の設置というのは難しくなっておりまして、特にまだ今機能補償道路も完成しているわけではございませんので、基本的には供用開始された後に道路事情、交通状況等を把握した上で、そして公安委員会は信号の設置を決定するというところでございます。

そういうことで、既に町内の何カ所か必要なところは要望を出しておりますけれども、今後もそういう必要な箇所については積極的にそういう要請をしていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 先ほども私の言いましたとおり、交通量の状況を見て考えるということを申しましたが、同じ回答ですね。今のね。そういうことを今言っていますと、第4章第1節の中に施策の方針で生活道路網の整備として通勤通学等の自転車、歩行者の交通安全性を高め、高齢者や障害のある人たちの利便性や快適性の向上を図るとうたっておりますけれども、信号機のない道路網の整備を図っても、通勤通学の自転車や歩行者の交通安全性というものは保たれない。また、高齢者や障害のある人たちの利便性は考えていないということになるかと思いません。

車のほうの交通渋滞緩和のみを目的とした危険な道路をつくるために地域の人たちは土地を提供したのではありません。そうしたことから、町長が掲げる安全で安心して暮らせる活力あるまちづくりをまず目指すためにも、集落の中央を横断する箇所には信号がなくてはならないと思いますが、この件についてお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 先ほどから申し上げているように、信号機の設置は、これは町が行える事業ではございません。これ第1点、重要なことでございますので、これは町はいろんな道路網の整備等について実施主体となり得ますけれども、信号の設置につきましては、これはあくまでも県、公安委員会の決定事項でございますので、これは町の判断でここに付けるという、そういう決定権は持っておりませんので、これは先ほどから申し上げているように、あくまでも町のほうから公安委員会のほうに要請をして、それで公安委員会が設置を決定するというところでございますので、そういう必要な箇所については粘り強く設置の要望をしていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） これ、間違いなく公安委員会が設置をするものですが、やはり町の行政としてもそういう公安委員会のほうに強く要望してほしいということが私たちの願いです。

各地域から信号機の設置要望が出されているかと思いますが、永平寺町の道路

行政の施策として強く関係機関へ要望していただきますようによろしくお願いたしたいと思ひます。

1 問目の質問はこれで終わります。

2 番目に、高規格道路整備後の農工商の将来構想はということで質問をさせていただきます。

中部縦貫道路並びに機能補償道路工事も佳境に入りまして、25年には機能補償道路も開通の運びとなるかと思ひますが、中部縦貫道路も大野一福井間が平成28年度の開通を目指してハイピッチで工事が進められている中で、大野一油坂間においても新規事業化が認められて、現在、用地交渉や路線測量、また地質調査が進められております。永平寺町として最重点事項である道路整備が着々と進められている中にありまして、永平寺町の振興計画として「にぎわいのある活力豊かなまちづくりをめざして」とうたわれております。商工業の振興と農林業・内水面漁業の充実と観光の振興がうたわれておりますが、福井県内の新幹線の事業認可、また中部縦貫道路や若狭舞鶴線など交通網の整備が完了いたしますと、観光客の同行は大きく変わるのではないかと思ひます。今後の交通網の変化に対応するためにも、今から町内の農林業、また商工業、観光客の誘致など、おのこの分野において永平寺町の取り組む農工商の施策に対して取り組むべきではないかと思ひます。そうしたことから、現在の取り組みと今後の指導内容についてお伺いをいたしたいと思ひます。

初めに農林業ですが、担い手の育成、地産地消、売れる米づくりと圃場の再整備。また、九頭竜川のアユやアラレガコは福井県の特産品でもありますが、近年、アユが釣れないということから太公望が減少しているのが現在の状況ではないかと思ひます。そうした今後の対策についてお伺いをいたしたいのと。また、生産者の高齢化や農産物の価格の低迷問題についてもどのように思っているのか、この3点について現在の取り組みと今後の指導内容についてお伺いをいたしたいと思ひますので、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問でございますが、まずAの担い手育成につきましては、国の事業で青年就農給付金という制度がございます、各地区の人・農地プランに位置づけられました新規に就農する45歳未満の農業者に対し、園芸作物への転換や規模拡大を目指して補助を有効に活用してもらおうということで、就農初期の経営を支援しております。

また、地産地消につきましては、本町の地域振興作物としてタマネギ、ピクニックコーン、ニンニク、ニンジンや無農薬、無化学肥料のレンゲ栽培によるレンゲ米の地元生産を推奨しておりまして、町内の小中学校10校の学校給食に積極的に取り入れているところでございます。

また、本年度は町のこれらの特産品を活用し、町内の小学生親子での圃場内での特産物の収穫体験、料理教室を実施しており、ご家庭での食育と地産地消、売れる米づくりがより一層推進できる手助けになればと考えております。

次に、圃場整備については農産物の生産と収穫を拡大するための松岡吉野地区と、光明寺地区では団体へ土地改良事業を施行しております。

また、町内21地区には農地と農業用施設を保全管理するための農地・水保全管理支払交付金を交付しているところでもございます。

Bのアラレガコについて、内水面総合センター所長にお聞きしたところ、福井県の特産物ではなく、大野市から福井市までの生育地が天然記念物の指定を受けているということでございます。アラレガコをとることは禁じておられませんが、近年の生息数は非常に少ない状況でございます。

次に、アユにつきましては、九頭竜川中部漁協では毎年琵琶湖産を含め稚アユを放流しているところであり、年間6万人前後の太公望で、ここ数年はほぼ横ばいとお聞きしております。アユは天候不順や川に土砂、砂利が堆積し、えさとなるコケが生えにくくなっているということで左右されますが、釣りのメッカとして九頭竜川は全国屈指の河川であり、道路が整備されますとさらに集客が見込めると思っております。今後、九頭竜川中部漁協と連携しながら、稚アユの放流、河川美化に努めて、福井アユのブランドを発信していきたいと思っております。

C、近年の農業の生産者の高齢化と価格の低迷は、日本農業の課題であります。現在、本町においては、29名の認定農業者と8団体の生産組織、法人化があり、農地の集積と規模拡大を進められているところでございます。

国の事業では、平成28年までに人・農地プランの策定により、高齢化や後継者がいない、耕作できない田畑については、その地域の中心となる経営体、もしくは個人に農業を任せると交付金が支払われる制度があります。今後の地域農業を支える受け皿として支援していきたいと考えます。

次に、農作物の価格の低迷問題については、農業経営の安定を図るための国の農業者戸別所得補償制度や生産調整を図るための町の補助金制度があります。また、ハウス栽培等による園芸作物への転換や無農薬、無化学肥料等で栽培する有

機農業を行う生産組織等についても支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは次に、商工業についてお聞きしたいと思います。

福井北インター周辺を産業拠点とした企業誘致を進め地域の振興を図るとありますが、現在の福井北インター周辺の企業誘致の是非と目安についてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） それらの企業誘致につきましてお答えをさせていただきます。

現在、永平寺町では永平寺町企業立地促進条例、同条施行規則を制定いたしまして企業誘致に努めております。企業立地促進条例では、業種、操業期間や町内雇用者数の条件によりまして企業立地補助制度の対象となります認定事業者の認定を行いまして、用地取得に対する助成、町内居住者の雇用に対する助成、機会設備等設置費に対する助成を行うなど、企業進出におきましてはほかの市町にも劣らない有利な優遇制度と考えております。

助成金の交付基準につきましては、平成20年3月28日に見直しをかけておりますが、今後も県内市町の優遇制度、補助制度の状況と関係機関との連携を諮り、企業が永平寺町に誘致しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

その中で、福井北インター周辺を産業拠点といたしました企業誘致でございますが、中部縦貫自動車道が開通いたしますと永平寺町では北陸自動車道や国道416号との結節点となりまして、企業誘致の進出先として立地条件は飛躍的に高まると考えております。それで、これまででございますが、福井北インター周辺では企業誘致につきましては松岡芝原地区にみち子の浜焼き鯖寿司、海の恵みを誘致をいたしております。

また、合併後、これまで松岡領家地区にカワイローラ、諏訪間地区に永和建設プレカット第2工場、松岡兼定島地区に太田木材が進出をいたしております。

それで、福井北インター周辺の地域は福井県都市計画区域でございまして、市街化調整区域でもございます。また、農業振興地域に入っております、土地利用につきましてはいろいろな制約がございます。

こうした中、福井北インター周辺の整備に伴いまして、福井市の状況も把握す

るとともに、商工会などと連携を密にいたしまして企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは、地域の特産物の高度化とブランド化、また商工会との連携による既存商業の活性化について、この2点について現在の取り組みと今後の指導内容について伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 地域の特産物の高度化とブランド化についてでございますが、現在、地域経済の活性化と自立化のため6次産業化の考えから、地域に集積した農業と食料関連企業を連携させ、商品とサービスに高い付加価値をつけるなど、食品と産業の高度化が求められております。

町といたしましても農商工連携による、ご存じのとおり産業フェアの開催や直売所の支援であるとか、また地産地消の促進など、対象も農業のみならず、農商工、観光も含めた自然、歴史、文化のあらゆる地域資源というものを取り入れまして、地域活性化のためのさまざまな取り組みや情報発信を行い、産学官連携もこれも含めまして、地域産業のブランド化や新産業創出に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の商工会との連携による既存商業の活性化ということでございますが、町と商工会は定期的に話し合いの場を設けておりますが、本年度は現在までに2回実施させていただいております。これまでの内容の主なものといたしましては、項目で申し上げますと永平寺町の中小企業資金融資制度、また産業フェアの件について、また温泉水の利用とアブラギリの葉の利活用、松岡あんどん山車の活用の仕方、しんきんビジネスフェアであるとか、大燈籠ながしについて町の新しい融資制度というもの、また永平寺町のビッグフェア事業、今現在行っておりますが、東京ビジネスサミット、商工会のまちづくり懇話会、そういったものが話し合われたというふうになっております。

商工会と現在の非常に冷え込んだ経済状況に対応いたしまして、地域経済の活性化を図るという意味で、これまでも協力し合いながらいろいろな取り組みを行ってまいりました。21年度からは町の中小企業融資の制度を改正いたしまして、融資期間を延長、また50%以上の返済があれば借りかえができると。現在、0.5%を超えた利子分というものは補給させていただきながら、保証料支払額

の2分の1、これも補給するといったような、こういった制度も充実させていただいているわけでございます。昨年度の融資件数につきましては46件ございました。融資総額につきましては3億560万ということでございました。

また、先月11月から町内での消費拡大ということを目指したビッグフェアを実施させていただいておりますし、これは商工会のほうでございますが、短期間に町内の消費を浮揚させたいというふうに考えているところでございます。

まだこのほか、商工会を通じまして今新しい商品開発に取り組もうというようなことで永平寺町のチャレンジ企業支援事業、その該当もあるというふうに今進めているところでございます。

今後、農商工の連携ということもさらに強化させていただきながら、永平寺町の商工業、観光業を初め農林漁業も含めた産業全体が活性化するというふうなことを目指しまして、今後とも関係団体と協議を重ね、話し合いながら、効果的な支援というものに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 次に、観光業について伺いたいと思います。

初めに、観光資源の発掘と人材育成、そして地域の観光情報の拠点整備、またイベント情報や観光ルートの県内外への情報提供について、この3点について現在の取り組みと今後の指導内容についてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） まず1点目でございますが、観光資源の発掘と人材育成について。町内にはいまだ潜在的な資源がございます。例えば風景や景観といった自然、祭りや食、踊りや伝統芸能といった文化や歴史もその地域にとっては日常というふうに捉えがちですが、外部から見た場合に立派な観光資源に見えるということが少なくない場合がございます。まず、観光資源を資源として生かすために、そういったもろもろのさまざまな資源化に取り組んでまいりたいと考えております。

町におきましては、大本山永平寺を核としながら、アユやサクラマスで知られる九頭竜川や、また1,000メートルを超える浄法寺山、吉峰寺や興行寺、天龍寺などの歴史ある寺院群もございます。それぞれの資源化というものを考えながら、その価値向上に向けて支援を進めたいというふうに考えております。

人材育成につきましては、商工業、観光業におきまして採算がとれ、また事業

が事業として成り立つということがやはり大前提というふうにとらえておりますので、まず商工会や関係団体とも連携をしながら、支援体制を強化しながらのその中で人材育成というものを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

2点目でございますが、地域の観光情報の拠点整備でございますが、地域の観光情報の拠点につきましては、今後整備予定のある関係の部署と十分協議させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますが、現在の我々のイメージとしては情報発信機器の設置、また農産物、特産物直売所というふうに考えておりますが、今後整備される施設の機能において付加価値というものが高められまして、また複合多機能化することでその施設の魅力を高め、それをもってまた誘客効果につながるような、そういったことを今考えているところでございます。

3点目、イベントの情報や観光ルートの県内外へ情報提供というご質問でございますが、イベント情報や観光ルートの県内外への情報提供につきましては現在も進めておりますが、観光情報発信映像、これはDVDの作成をことし予算化いただいております。またパンフレット、またホームページによる観光情報の提供、マスコミの新聞、雑誌等への観光情報や、またイベント情報の提供も行っているところです。

高速交通体系の進展に伴いまして、近くは嶺南地方、また遠くは関東、また関西圏、中部圏を初めとする沿線各市から大幅な時間短縮というものが図られます。いかにして今後永平寺町に観光客を呼び込むかということが議員仰せのとおり課題となってくるところでございます。

今後につきましてはターゲットを絞り込むなど、また例えば大都市圏の主要駅構内での動画を活用した広報、また旅行雑誌への広告掲載、観光展の開催などさまざまな手法によりまして、議員仰せの交通網の変化に対応すべく、そういった整備の時間軸の中で永平寺町の知名度の向上に取り組みたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） ただいまは詳細について回答をいただきまして、本当にありがとうございます。

既にご存じのことかと思いますが、去る11月2日、産業建設常任委員会の活

動の中、国土交通省と商工会を招きまして、現在の高規格道路の進捗状況と、そして今後の計画等について説明をしていただきました後に、観光客誘致について商工会との懇談会を開催をいたしました。

その中、現在、葉っぱ寿司やニンニク等のブランドがあると聞きましたが、今後とも積極的に新製品の開発に取り組み、生産者には試食品の出品もお願いをしていきたいと回答がございました。

懇談会から感じられるのは、現在、農工商がおのおの独自に活動しているとうかがわれました。

産業建設常任委員会といたしましても、今後とも各種高額補助金の団体等との懇談会を開催していく予定であります。農工商と一体となった生産加工販売をもとに永平寺町のPRをいかに進めるか。行政としても各課の連携を密にして取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩をいたします。

2時10分まで休憩いたします。

（午後 1時58分 休憩）

（午後 2時10分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番、長岡君の質問を許します。

5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 5番、長岡千恵子です。どうぞよろしく願いいたします。

今回、私は通告しておりますとおり、宅老所と高齢者集合住宅の必要性ということと、2点目、学校給食における食物アレルギー児への対応ということで質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本年度、教育民生常任委員会は愛知県高浜市にあります宅老所を視察してまいりました。宅老所は、保育園、子育て支援センター、デイサービスなどと隣接しておりまして、宅老所と保育園や子育て支援センターが隣接することで世代間の交流が推進されておりました。核家族化でお年寄りと触れ合うことがなくなった子供と同じように、小さな子供と話す機会もないお年寄りにとっても相乗効果があるとのことでした。子育てに不安を持つ若いお母様にとっても、おばあちゃん

たちの助言で子育ての不安が解消されているなど利点がかなりあるというふう
に伺ってまいりました。

高浜市の宅老所は、社会福祉協議会が委託を受けて管理しておりました。その
運営方法は、取りまとめをする役目の人が社協の臨時職員が1名と、ほかはボラ
ンティアの団体が対応し、運営しておりました。週に2回から3回、午前10時
から午後4時まで、手づくりの昼食を提供して、昼食代の実費として100円か
ら300円の利用者負担があります。1施設当たりの運営費は年間100万円か
ら120万円。ボランティアは労働のみならず、畑でとれた食材を無償で提供し
ているとのことでした。

永平寺町におきましても、お年寄りのひとり暮らしや老老世帯が増加傾向にあ
ります。家族が同居していても若い人が働きに出かけているので、昼間家にはお
年寄りだけになってしまうことが多く見られます。そこで、永平寺町にも宅老所
を開設してはどうですかという提案をすれば、町内にはサロンがありますという
お答えが返ってくるように思います。決してサロンがいけないということではあ
りませんが、町内に六十数カ所もあります。各サロンに対して活動や参加人数に
応じて助成していることも知っていますが、今まで8万5,000円の助成が本
年度から規模や活動によって支給されるようになったため、規模の小さいサロン
ではその運営が厳しいと聞きます。それならば、60のサロンを8から10カ所
に統合して規模を大きくしてはと考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） ただいまご質問にありました、まず宅老所の件に
ついてでございますけれども、高齢者の増加傾向による昼間の高齢者に対しまし
ては、現在、各地区に老人センターが既に整備されております。今後増加する高
齢者の方にはサロン利用のほか、これらの老人センターをより多く利用していただ
いて、これらの施設の有効活用の面からも町による宅老所の整備は考えており
ません。

さらに、各地区の地域サロンの件でございますけれども、サロンの設置目的と
しまして高齢者が身近なところで健康チェック、それから各種相談、身近な人との
交流、食事会などで相互の触れ合いを通じてひきこもりの防止とか、あるいは
心身機能の低下を予防することとなっております。

これまで身近な各地域で高齢者の触れ合いによりますサロン事業を統合する考
えはなく、サロンを開催されていないようなまだ地区がございますので、できる

だけ早い時期に開設していくように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 課長、ご答弁ありがとうございます。ですけれども、そのサロン自体を運営して、運営に携わっていらっしゃる方々からお聞きすることは、助成金が少なくなっているということで、かなりそのサロンの運営そのものに支障を来すというようなことが起こっているとも聞きます。それを踏まえながら、ただサロンの数をふやすだけではなくて、よりよいサロンの運営をしていくためにもと考えますと、やはり統合することでいろんな部分でデメリットも確かにありますが、デメリットだけではなくて、メリットの部分もあると考えます。

例えばデメリットとしては、地区が集合されますと遠いところまで出かけないといけないとかということになってくるわけなんですけれども、メリットとしましてはサロン数が少なくなれば今まで月1回の開催回数が月2回なり、3回なりということが考えられますし、また多くの人が出会うことで、あの人ちょっとと書いていらっしゃる方も、ほかの人がいらっしゃるわけですから参加もしやすくなるようなというメリット条件も出てくると思います。ましてや、サロンの催しの中に幼稚園の園児や子育て支援センターへ遊びにくる子供たちとの触れ合いを含めると、お年寄りにとってもちっちゃい子供からのエネルギーをもらうし、子供たちはお年寄りの今までの生活の知恵みたいなこと、遊びの知恵といったものを学びとることもできるのではないかと考えますので、この際検討をお願いしたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 先ほどのサロンの助成金に関しても、私どももそういうふうなご意見を聞き及んでおります。今後もサロン事業を進めていくに当たって、よりよい方法、助成の方法、これを考えていかなくちゃいけないというふうにして思っております。

それから、お子さんとの触れ合いというふうなご意見も出てきました。確かにそういうふうな面もございますけれども、またこれは各関係部署との相談ということになると思うんですけれども、保育園児とか、あるいは小学生の児童の社会勉強の一環というふうなことで、年寄りの交流というふうなことも考えられますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。ぜひお年寄りのためにも子供たちのためにも、また今子育てをしている若いお母さんのためにも、前向きの検討をお願いいたします。

また、さきにも述べましたが、お年寄りのひとり暮らしや老老世帯が増加しております。夏場の時期はお年寄りだけのひとり暮らしでもまだ幾らかは大丈夫ですけれども、冬、雪が降りますとそうはいきません。雪をのけないと外へ出ることもできませんし、屋根の雪も気がかりなことと思います。玄関先の雪をのけることも屋根の雪をおろすことも大変な仕事です。近くに家族がいてもなかなか手伝ってもらえないのが現状だと思います。

そこで、自活できる、ひとり暮らしできるお年寄りが共同生活ができるような施設を開設してはいかがでしょうか。その住宅は、空き家を利用するとか、あるいは現状ひとり暮らしのお年寄りが使っている家に空き部屋があれば、別のひとり暮らしのお年寄りが間借りするような形で同居するとか、いろいろ知恵を出し合えば方法があるように思います。町としてそういう事業はできないでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） ただいまのご提案でございますけれども、民間資産を利用した高齢者同士の共同生活の施設、整備ということですが、まず共同生活者の緊急時における関係機関への連絡者の不安、それから個人資産ですので維持費、それから光熱水費等の負担問題、それからプライバシーの問題、生活者同士の問題が発生した場合などの重要な問題が考えられますので、ご提案された事業については今のところ町の事業として取り組む考えはございません。

また、ひとり暮らし等の高齢者等の除雪作業ということでございますけれども、高齢者の取り巻くいろんな問題については、住みなれた住民の方の手助け、それから近親者によります協力、それから社会福祉協議会の福祉委員などの地域で支え合うことが重要であると考えております。

問題解決に向けて、民生委員、また社会福祉協議会、包括支援センター、介護支援センターの連携を図って、こういうふうな問題を何とかできればと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 確かにおっしゃるようにプライバシーに関してはかなり侵

されてしまう部分もあるかと思いますが、今課長がお話になった中で一つ解決できる問題、緊急連絡ということになりますと、1人で暮らしているよりは2人、3人、4人で暮らしているほうが緊急連絡には十分対応できていくのではないかというふうに考えます。それと、民生委員の方が見回りということをしていらっしゃると思うんですけども、それにつきましてもお一人ずつお住まいになっていらっしゃれば5人いらっしゃれば5軒の家を訪問しなくてはいけません。それが1軒の住宅の中に住んでいらっしゃれば1軒行くだけで5人の安否確認ができる。こういったメリットも考えられます。そんなことを考えると、やはりある程度お年寄りが安心して暮らせるためには1人で暮らすよりも、多人数で暮らせるのが一番だと思います。

もちろん、家族と一緒に暮らせるお年寄りが一番幸せだとは思いますが、なかなかいろいろ諸事情があって家族と一緒に暮らすことのできない方もいらっしゃると思いますので、そういう方がお互いに協力し合って暮らしていくということは十分必要なことのように私には思えるのですけれども。

また、それを考えると同時に、6年後には福井で国体が開かれます。国体となれば多くの選手や役員がこの永平寺町にも来られることと思います。前の国体のときには民泊を利用してその選手の方々は泊まっていたらっしゃいました。それにはお金がかかることなんですけれども、例えば選手向けの宿泊施設をつくるんですけれども、その国体が終わった後にはその施設を利用して高齢者の集合住宅というようなことも考えられないことはないと思います。そういったふうに前向きな対応というのはできないものではないでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 民生委員さんが今までひとり暮らしのところは1回で住むというふうな、確かに問題は解決できるというとおかしいですけども、効率的な運用の民生委員さんの対応の仕方というのはわかるんですけども、先ほど私申しました緊急時というふうな件ですけども、高齢者同士が住んでおられると。日中ならば何とか対応はできるかもわからないけれども、夜というふうな場合に果たして年寄り同士が住んでいて、そういうふうな対応ができるかというふうな心配が非常に懸念されますので、今ほど申し上げたような状況でございます。

それから、国体の宿泊施設というふうなことを利用してということでございますけれども、これまたちょっと私のほうでもお答えにくいようなご質問ござい

ますけれども、もしそういうふうな施設ができれば、当然、そういうふうな利用方法、またあるいは違う利用方法もできるんじゃないかなと思っておりますけれども、これも私からの答弁としてはなんですけれども、もしそういうようなことができれば、施設ができれば考えられないこともないというふうなお答えにさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 国体に使った施設を云々ということになりますと、また国体に対して先ほど町長さんからの答弁にもありましたように、これからの課題になってくると思いますのでなかなか難しいとは思いますが、空き家を利用するとか、そういうことであれば幾らか考えられることかなというふうに思いますので、またご検討いただければと思います。

この高齢者の集合住宅につきましては、もう私たちの世代というのは年寄りの、私も年寄りいますから年寄りの介護はしていかないといけないというふうに考えております。ですけれども、私たちが介護されるようになったときに介護してもらえるかどうかというのは全く別問題ですし、私自身もできることならば一人で暮らすんだったら自分の気の合った仲間とそういう集合住宅で暮らせるほうが幸せなんじゃないかなと。お互いに自分のできることをして、料理の得意な人は料理をつくってもらう、掃除の得意な人は掃除をしてもらう、お洗濯の好きな人はお洗濯をしてもらう。みんな得手、不得手というのがなかなかあるものですから、そういった中で暮らしていくというのは相互協力の中でも必要なんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひともお考えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。この件につきましてはこの辺で終わらせていただきまして。

次に、学校給食の食物アレルギーへの対応ということで質問させていただきたいと思います。

去る9月の議会のときに、平成23年度の決算書を見せていただきました。その中で、幼稚園で食物アレルギー児の給食に対する支出がございました。そこで、食物アレルギー児の対応や対策についてお伺いいたします。

幼稚園では、入園時に園児に対して食物アレルギーについてどのように調査されておりますでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） お答えいたします。

町内各幼稚園、幼児園において食物アレルギーのお子様の調査につきましては、症状に合わせた適切な食事の提供を実施するため、在園児の場合は通常は年1回、3月中旬までに医師の診断書の提出をお願いしております。また、初めて入園されるお子様につきましては、入園に伴う面接の際にアレルギーの有無を保護者に確認しまして、該当者には医師の診断書とご家庭での食事の状況やアレルギーの症状などを調べます食物アレルギー食事調査という書類を提出していただきます。その書類をもとに保育士、調理師、栄養士、症状によっては保護者も加わっていただいで話し合います、食物アレルギー児それぞれの状況を把握いたしております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 食物アレルギーのある園児というのは、仮に10人いれば10通りのアレルギーがあるというふうに言われているくらい、原因も症状もさまざまです。各幼児園にはそういった食物アレルギーを持つ園児は何人いるのかなと思っただけですけども、人数分だけ対応が必要ですので、その対応というのは今の課長さんのお話でその症状症状に合わせて行っているということはよくわかりました。

では、幼児園を卒業すると必然的に小学校のほうへ入学されます。ここからは学校教育課長さんにお伺いしたいんですけども、入学時に食物アレルギーの調査というのはどのようになさっていらっしゃいますか。調査は入学時のみでしょうか。また、各小中学校にアレルギーはどのくらいいて、その対応についてはどういうふうになさっているのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

入学式終了の4月前半に、全小中学校とも全学年にわたりまして保健調査票の提出をしていただいております。その調査の中に食物アレルギーについて申告をしていただいております。

今も申し上げましたように、この調査は毎年実施をしているということでございますので、小学校から中学校まで9年間実施するというご理解いただきたいと思います。

それから、食物アレルギーの児童生徒は小学校で16名、中学校で9名、合計の25名となっております。その対応でございますけれども、現在、食物アレル

ギーを持つ児童生徒への対応につきましては、アレルギーとなる食材を取り除く除去食という形で対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 小中学校の給食は除去食で対応しているとのことでしたが、さきにも述べましたが、食物アレルギーというのはさまざまで、1種類だけだめという子もいれば、複数の食物がだめという子もいます。1種類のメニューの中には複数の食べられない植物があると、その除去食ではそのメニューそのものなくなることも考えられます。そういう場合には、どういうふうにしているのですか。除去食の対応で児童の栄養が十分でしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

一応、今、除去食で栄養が補われないという場合には、適宜、代替の栄養で補充をさせていただいているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） メニューがなくなってしまって栄養が十分でない場合には、代替食も出しているということでしたけれども、まずその指揮管理というのはどなたがなさっているのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） その点につきましては、全学校10校ございますけれども、うち上志比地区につきましては給食センター方式をとっております。あとは学校の自校式ということでございます。

学校につきましては、栄養教諭あるいは栄養士の指導のもとでやっております。給食センターも実質は栄養士の指導のもとでやっておりますけれども、直接には栄養教諭がやっておりますけれども、一応学校教育課の所管ということになっております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 食物アレルギーのある子供に対する給食を毎日チェックするのは大変な作業だと思います。学校で栄養担当の教諭あるいは栄養士さんが担当していらっしゃるといっても、お仕事はそれだけではないんで負担になる部分もあるので、本当に大変なお仕事だと思います。

ましてや、アレルギーというのは最悪の場合、ひどい子になりますと命にかかわるということも聞いております。それを考えますと、担当していらっしゃる先生方、または栄養士さんはその責任は大変重いものというふうに考えます。私が心配するのは、栄養士さんや調理師さんが自分の仕事以上の責任が課せられてしまうようなことがあっては大変になってしまいますので、職場環境ということに対しても十分な配慮をしていただきたいと思います。

子供たちにもいろいろな条件があると思いますが、元気に健やかに成長してもらいたいと願う気持ちは皆さん行政の方も私たちも、そして保護者も学校の先生もみんなが願うことだと思います。将来的にはやはり除去食のみの対応では、その栄養面からも今対応していらっしゃるとおっしゃいましたけれども、なかなか十分には考えられないと思いますので、代替食ということもある意味含めて考えていかなければならないのかなというふうに思います。

そうなりますと、今度は費用の面でも変わってくると思います。例えば400人の給食であったら、今小学校ですと1食当たり250円というふうにお聞きしておりますけれども、これが3人、4人で対応しなくちゃいけないということになりますと250円ではできるはずがありません。だからといって食物アレルギーのある子供だけ給食費を高くするというのもどうかと思います。じゃ、その部分はどうしたらいいのかなということになりますと、やはり町のほうで給食に対する助成というのも必要になってくるのではないかなというふうに考えます。

調理師さんにつきましても、アレルギー食を専門とする人材、これもまた必要になってくると思います。そんなことを言いますととめどもなくお金はかかってくるんですけれども、やはりどこまで行っても大切な未来を担う子供たちのことですから、一日も早い対応と対策をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

議員仰せのとおりでございます。今現在、除去食という形で対応をしておりますけれども、本来なら代替食というような形に移行する必要があるのかなと思いますけれども、今の現状下では調理上の中の器具の面、あるいは人的なもので、到底今代替食の対応はできないというような現状でございます。

今後、その点十分検討しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） どうもありがとうございました。

子供たちのことですので、どうぞよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） 次に、6番、原田君の質問を許します。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 私は、今回、2点の質問を出させていただきました。1つは、防災行政無線に関してなんですけれども、緊急災害情報伝達は複数の伝達手段が必要ではないかと。もう1点は、消防本部庁舎移転後の活用策はということです。

それではまず1点目、災害情報伝達の件なんですけれども、去る10月9日と10日の2日間、本町が今年度から4カ年計画でスタートさせた防災行政無線整備事業に鑑みて、運用面で参考にするのではないかの目的で総務常任委員会視察研修を実施し、三重県伊勢市と岐阜県関市に行ってきました。前回の9月定例議会で「防災行政無線整備でケーブルテレビとの連携を!!」のタイトルで防災情報のテレビテロップ表示などの検討を要請したため、同じメーカーのシステムを採用している先進地である両市の事例を大いに参考にしたいとの思いでした。前回の質問とあわせて何点か確認させてください。

1つ、まず防災行政無線確認電話サービスの件なんですけれども、屋外拡声スピーカーの内容が聞こえなかったときは、電話で内容を確認できるサービスで電話回線は8回線で、本町では有料電話にするとの説明でありました。前回質問で町民からの一斉電話に対応できるテレドームサービスへの加入をお聞きしましたが、別途経費もかかるので導入実績のある市町の話聞いて検討するというお答えでした。その後何か結論は出ましたかということをまずお聞きしたいと思います。

伊勢市も関市もテレドームサービスへは加入してはおりませんでした。メール配信やケーブルテレビへのテロップ表示など伝達の補助手段があり、また確認電話についてはフリーダイヤル等で両市とも無料電話とのことでした。本町もこの際、ぜひ無料にはしてほしいと思いますが、その辺もあわせてお答えをお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 防災行政無線の補完的なサービスといたしまして、確認電話サービスというのがございまして、本町ではテレドームサービスではなくし

てフリーダイヤルの回線を利用したそういうサービスを提供したいというふうに考えております。これはご承知かもしれませんが、確認をする住民の方には通話料はかけないということでございます。テレドームサービスにしますと通話料がかかるということでございますので、本町の場合はフリーダイヤルを利用したいという今考え方でございます。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） そうしますと、前は有料というお答えでしたので、フリーダイヤルということは若干方向が変わったということですね。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） フリーダイヤルで確認をされる住民の方には負担をかけないということでございます。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） それでは、これはいろんな複合サービスとあわせてまた確認したいと思えますけれども、まず防災行政無線とケーブルテレビとの連動、防災行政無線の情報をテレビのテロップ表示に変換して各家庭に流せないか、前回議会での提案ですが、これも今後、国、県の指導、先進市町の事例などを確認しながら、こしの国事務組合との協議を行い検討するとの答弁でありました。伊勢市では、ケーブルテレビの行政チャンネルのみの表示で、関市では複数の民間のケーブルテレビ会社が入っているために、調整ができず実施できていないと。そのかわりに関市あんしんメールに連動させているとのことでした。

いずれにしても、何らかの手段で屋外スピーカーの補完は必要であるとの認識では両市とも一致しておりました。ケーブルテレビのテロップ表示、こしの国事務組合との協議を含めて検討は進んでいるのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） ケーブルテレビとの連動については、現在、こしの国の事務組合と協議を進めているところでございます。一部福井市との関連もございまして、その辺り十分協議を進めていきたいというふう考えております。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） いつもそのお答えになってしまうんであれですけども、感觸的にはどうですか。大体いけそうとか、そういう感觸はないのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 連動させるという考え方で協議を進めております。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） それでは、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それから3点目、防災行政無線情報のメール配信の件です。

防災情報の住民へのメール配信ですが、伊勢市では登録制を採用していて、登録をすれば市内、市外を問わず情報が届くとのことで、「防災メール」の名称で防災行政無線の放送内容と火災情報を登録したメールアドレスへ配信するサービスだそうです。一方、関市でも登録制の「関市あんしんメール」の名称で、防災、気象、防犯、生活安全、イベント行事などの情報を登録者に配信しているとのことでした。

ただ、両市とも登録者数が伊勢市で約8,000人、伊勢市は人口13万人とのことです。それから関市で9,950人、人口9万3,000人ということで、市民の約1割程度の登録にとどまっているということの説明でした。本町でもこの辺のメール配信の登録制についてもぜひ検討をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 災害の発生、そして災害の内容にもこれはよると思いますが、いろんな課題があるかと思はれますけれども、今のところ、メール配信についてなるべく、できれば登録制という形をとってそういう配信というものを考えたいというふうに思っております。

しかし、なかなか災害の発生の内容によってはメールでもって発信するまでにどれくらいの時間がかかるかというふうなことがあるかと思はれますので、その辺どういうふうに課題を克服するかということが重要になってくるというふうに思っています。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 後ほどのちょっと提案とも絡んでくるんですけども、スピーカーでの防災行政無線というのもある、やっぱり緊急情報に限ってほしいということをお願いするつもりなんで、その辺ですとやっぱりそれを補完するメールとか、そういった手段が必要になってくるんじゃないかなと。それも特定多数じゃなくて、例えば区長さんとか、防災の隊長とか、そういう我々議員とか行政の関係者とかという、そういう方にはできるだけ登録してもらって、そういう災害のときに即連絡が必要な方々にはそういうことでいろんなことを対応するということも必要じゃないかなと思はれて今提案させていただきます。

それから4点目になりますけれども、携帯3社の緊急速報エリアメールというのがあるんですけれども、これは今回の視察の中で私は一番の成果じゃなかったかなと思っています。防災行政無線情報を永平寺エリアにある携帯電話に配信するもので、携帯3社と個別に町が契約する必要があります。当初はNTTドコモの独自のサービスで契約後の初期費用と月額利用料とも有料であったそうですが、平成23年7月以降はこの携帯3社に対しては無料となっているようです。

伊勢市は現在ドコモのみの契約で、他の2社とも早急に契約したいとのことでしたし、関市は既に3社と契約しているとのことでした。携帯3社ともサービスを開始したこと、また最近の携帯電話は購入時にエリアメールを受信できる設定になっているようで、来町されている、例えば観光客等などの方も対象にできるため、緊急情報の伝達手段としては非常に有効であると思います。本町でも防災行政無線とは別に早急に携帯3社と契約すべきと考えますがどうでしょうかという質問なんですけれども、これちょっと私が調べたところでは、携帯3社に対しては無料ですけれども、どうもそれを取り次ぐプロバイダーに対してはやはり月額五、六万程度の支払いは必要だというようなお話でしたし、それから親局の今防災行政無線の親宅の改修には160万円ぐらい、それからエリアメールの端末というのが特に必要になってくるので、それに40万円ということで、いろいろ初期投資に200万円、それからランニングコストで月五、六万円の費用はかかるそうですけれども、これはもう本当にその地区、その永平寺町の中におられる携帯電話を持っている人には即伝わるわけですから非常に有効じゃないかなと。

これ、携帯3社が独自でやっているものですから、その情報の伝達というのがに恐らく本当の緊急情報にももちろん限られてくるわけで、何でもかんでも町が発信できるわけではないとは思いますが、そういう緊急のときにはかなり、むしろ屋外スピーカーよりもこちらのほうが情報伝達手段としては有効じゃないかなと私はそう思っておりますので、これについてはぜひ導入をお願いしたいということで提案させていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 前々から申し上げているとおり、防災行政無線、今整備を進めておりますけれども、災害情報は一つの手段ではなくして複数の手段でやはり住民の方々に正確な情報を迅速にお伝えするというところでございます。そういうことは前々から申し上げているところでございます。

そういうことで、今、エリアメールの件でございますけれども、現在、永平寺

町ではNTTドコモとの間では契約がなされております。残りのソフトバンク、KDDI、この2社とも今年度中にはそういった契約を結んで配信が可能になるような、そういうことで今準備を進めております。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） NTTドコモともう既に契約済みやというのは知らななで、これは失礼なことを申し上げたと思いますけれども。そういうことで、もう既に契約済み、あとの2社ともう今年度中に契約するという事ですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

防災行政無線の親局の整備が終われば、松岡地区の屋外スピーカーというのがまだその後の年度で建設されるといっても、親局さえできればその防災無線の情報なり、国の緊急情報、そういうものをJ-ALERTの情報、それをリンクさせて即エリアメールで流すというようなこともできるそうですから、これはできればなるべく早くお願ひしたいと思ひます。

それでは、あと5点目ですけれども、これは先ほど総務課長の認識でいえば私と全く一致しているわけなんですけれども、関市へ行って危機管理課職員の次の言葉というのが非常に私には印象に残りました。ちょっとご紹介しますと、「総務省で取得している無線免許の目的というのは防災行政用です。防災及び行政事務に関する内容に対して無線利用が許されますが、昨今、仕事や生活の多様化により、夜勤者や子育て中の親御さんは日中の無線放送でも騒音と捉える人がふえています。人命にかかわる情報は全ての人によって大切なので問題はありませんが、その他行政イベント等の放送はできる限り控え、必要な方に必要な情報が文面で確実に届く登録制の関市あんしんメールでの情報提供を心がけています」とのことです。これは関市でのお話です。

また続けて、「現在、防災行政無線は屋外スピーカーの近隣の人に騒音とならないように中音量で放送していて、スピーカーから遠い人には聞こえにくい状況です。大切な防災情報伝達手段ですが、スピーカーの方向に新しい建物ができたり天候や地形などで音が反響して、場所によっては聞き取りにくいになど万能なものではなくて、あくまで災害情報伝達手段の一つと捉え、複数の伝達手段での情報発信を行っていますとの話でした。これも先ほど答弁された総務課長の認識と全く一致しているわけで、防災行政無線が一つ一つの手段であって、あくまでも災害情報伝達には複数のいろんなことが必要だということですから、この辺は同じようなお考えだと思います。

さらに、今後の課題として、将来は防災行政無線放送は全国瞬時警報システム——これはJ－A L E R Tです——などの緊急速報の災害情報に限定して屋外スピーカーの音量を大きくすることが必要だと考えているようでした。私たちも大いに賛同、納得して帰ってきました。

本町では、松岡地区では今まで設備がなかったので、例えば緊急情報に限って音量を大きくするというようなことでスタートしても問題ないと思いますが、上志比と永平寺地区では行政イベントなどの放送も現在まで行っていたようですので、変更には町民の理解が必要で、それで防災行政無線でそういう情報を流さなくなれば、代替手段としてのケーブルテレビとか、メールの活用も必要になってくるとは思いますがこのような問題に対する町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 防災行政無線の使い方と申しますか、そういったことでございますけれども、永平寺、上志比、既に整備をされておりますけれども、これまではそれぞれの地域ごとにあるいは集落ごとでもいろんな情報を伝達手段として活用をされてきた、そういった経緯がございます。高い投資をして整備を進めてきておりますので、やはりそういういろんな目的で使用されるということも、これはその有効活用といった面では間違った考え方ではないというふうに思います。

しかし、原則的にこの防災行政無線は、その名のとおり防災ということが大きな目的で整備をするものでございます。今おっしゃるとおり、通常から防災行政無線でいろんな情報が発信されますと、本当に重大な災害が発生したときに本当に住民の方に伝達するのかというふうな、そういう懸念があると思います。我々もそういうことを既に整備を済ませている団体からも聞いております。基本的には、将来的にはそういう防災の目的で使用するというを基本的な考え方にしたいたいと思っております。

今もそうですけれども、新しい全町的なデジタル化が進みますと、地域のそういうエリアの限定もできますし、そしてボリュームも調整ができるようになります。そういったことから、現在とは少し高度な使い方も可能になるというふうに聞いております。そういうことから、どういった情報を発信していくのが本当の町民のためになるかということは今後、それこそ町民の方と十分ご意見をいただきながら、その防災行政無線の使い方ということについて検討したいというふうに思っております。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 先般、議会と語る会で皆さんとこれについてお話しすると、光明寺地区でもそうでしたけれども、上志比地区の市荒川でもそうでしたけれども、やはりスピーカーの声というのはほとんど聞こえないんだと、そういうことで。ですから、いろんな情報を流しているものですからそんなに重要に思っていないんですね。聞こえんなら聞こえんでいいわという程度で皆さんとらえているので、それが本当に大事なときの情報でしたら大変なことになるんで、この関市でも言っておられましたけれども、それをその緊急情報に限って少しボリュームを上げさせていただければ、これは緊急情報だということで家から飛び出してもだんねえ、その住民の皆さんは聞くだろうと。そういう方向にやっぱり将来的には持っていかなあかんというようなお話でした。

ああいう市街地、松岡でも旧市街地でしょうけれども、余りボリュームを上げていろんな放送をすると、最近では先ほどもちょっと言いましたけれども、夜間作業で昼間休んでおられる方もおりますし、小さいお子さんなんかは自宅のベルも鳴らさんといってくれというような家庭もありますから、そういうことに驚いて、過去には全国的には騒音訴訟で起こされたこともあるそうなんですね。そういういろんな情報を流したことによって、そんなあれで何で流すんだというようなこともあったそうなので、その辺のことも踏まえて、情報をそういう緊急に特定してやったほうが、それは緊急情報でしたらだれもそんな騒音だなんて騒ぐ人はおらないわけですから、その辺がいいんじゃないかというような担当者のお話でしたので、私らも最近、いろんな聞こえないよというお話の中では、やっぱり情報を限れば皆さん家を飛び出してもだんねえ、聞いてくれるんじゃないかなということも思いますので、ぜひ防災行政無線の情報だけに特定せずにいろんな方法でのことを考えておられるということですから、それはそれで非常に私どもの認識と一致しているわけで非常によかったと、きょう確認させてもらってよかったと思っていますし、ぜひその辺も含めて防災行政無線整備に合わせてお考えいただきたいと思います。

ちょっと最後に所見だけ。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、整備に当たってその後の防災行政無線の活用の仕方、これらにつきましては住民の方と十分意見をいただきながら考えていきたいと思っています。区長会あるいは自主防

災組織の協議会、これも設立されてきましたので、そういったところとも今申し上げたような協議をさせていただきながら、防災行政無線の有効な活用を図っていきたいというふうに思います。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 私が疎かったんかもしれんけど、ドコモのエリアメールですね。そういうことは町民の皆さんほとんど知らないんじゃないかと思いますので、その辺の広報もあわせて、携帯3社と結ばれたらなおさらなんですけれども、ぜひそちらの広報活動にもひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の消防本部庁舎移転の件に入らせていただきます。

11月の議会と語ろう会の中で、現在の消防本部庁舎をどう活用するのかというような質問が各所で出ました。私どもの答弁としては、町の公式な表明はないので私どもの推測での答えと断って、恐らく松岡公民館に分かれている教育委員会関係の課などが入ってくるのではないかというようなお話はさせていただきましたけれども、あと、議員の中には福祉総合センターの翠荘を使用している放課後児童クラブと児童館などでの活用もいいんじゃないかなというような話をされる方もいました。そういうことも含めて、ここの本署と上志比分署あわせてもここを統廃合してあけるということはわかっているわけですから、この辺でぜひ町の後利用の明確な方針を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） それでは、答弁させていただきます。

消防本部庁舎の移転後の活用策につきましては、今現在、本庁舎から出ている各課及び、あるいは本庁舎のスペースで手狭になった課も含め総合的に判断し、一部は会議室として活用していきたいというふうに考えております。また、1階部分の車庫スペースにつきましては、本庁舎の外に置いてあります公用車の駐車場として活用していきたいというふうに思っております。

それから、上志比分署につきましては、上志比分署につきましては増築した部分の2階部分につきましては、耐震の関係からも撤去する方向で考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） もうこうなると町長にお聞きするしかないんですけども、今の中央公民館の教育委員会なんかはこちらへ持ってきてほしいというお考えなんで

しょうか。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今申し上げましたのは、外に出ている役場のそういう関連の各課を持ってくることができないかということは今考えています。それで、教育委員会は中央公民館へ入っておりますけれども、そういうことも一つの考え方で

す。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 監理課長にお聞きしますけれども、今外に出ている課というのは、例えば水道課とかああいうところも入っているんですか、どの辺をお考えですか。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 当然入っていますし、教育委員会も入っているというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 後段、この件については私の後にも何人かの方が公共施設の利用ということで質問をされると思うんで、私はこの辺でとめたいとは思いますが

けれども。

そうしますと、例えば教育委員会が消防庁舎へ移りますと、その後の中央公民館がまたあいてくると。そうなってくると、中央公民館もどう活用するんやというような話にもまたつながっていくと思うんですね。先ほども申し上げましたように、松岡地区の児童館については距離が余りにも遠いということでいろいろ問題になっているわけですから、ぜひとも放課後児童クラブ、児童館というのを中央公民館に持ってくるか、こちらのほうへ持ってくるかというのは、それは行政のご判断にお任せしますけれども、ぜひともその辺も含めてご検討をいただきたいと思います。いかがでしょうか。最後にちょっと町長。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） まだ決めているわけではありませんので、いろいろなことを考えて、あくということであれば何を持ってくるのが一番いいかということも考えていきたいと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） もうあくが決まっていることになれば、町民の方もどうするんやどうするんやという、当然、私どももそういうことになってくるわけなんで、

ぜひとも早い機会にまた計画をぜひお示し願いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（伊藤博夫君）　ここで暫時休憩をいたします。

20分まで休憩いたします。

（午後 3時08分 休憩）

（午後 3時20分 再開）

○議長（伊藤博夫君）　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、15番、河合君の質問を許します。

15番、河合君。

○15番（河合永充君）　15番、河合です。通告に従いまして質問いたします。

早速1問目は、働き世代・若い世代が盛り上げるまちづくりをということで質問します。

私も町の行事にいろいろ参加させていただいている中で、特に20代、30代の姿が少ないと感じています。働く世代、若い世代が積極的に参加し、いろいろ考える中で活力ある町に、また郷土愛にもつながっていくと感じています。

5年前にも質問しましたが、現在町が設置している審議会や諮問委員会など20、30、40、50代の割合はどのようになっていますでしょうか。

○議長（伊藤博夫君）　総務課長。

○総務課長（布目洋一君）　現在、町では法律あるいは条例等に基づいた審議会あるいは委員会、こういったものがございますけれども、今そういった定めに基づいて置いているものにつきましては41ございますけれども、その中で20代、30代、この辺は40名から45名ぐらい、40代が80名ちょっとです。50代になりますと200人ぐらい、こういうふうな人数となっております。

そういったもの以外に、例えばいろんなイベントをやっておりますけれども、そういうイベント開催の場合、実行委員会というものを立ち上げて、そういうふうな運営等について協議をさせていただいているわけですがけれども、そういう場合には特に県立大学とか、あるいは商工会の青年部とか、あるいは学校関係の子ども会の育成会、そういった方の中で20代、30代、そういった方々も多く参画させていただいているということでございます。

○議長（伊藤博夫君）　15番、河合君。

○15番（河合永充君）　5年前質問したときには、ちょっとそのときは主な審議会

の数ということで20代、30代6.5%。今課長のお話をお聞きしますと、それ以外にもいろいろ参画していただいているということで、ぜひこれからもっと各世代の割合が均等になるように努力していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、若い世代の永平寺町にも青年活動を行っている団体が幾つかありますが、現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 現在、永平寺町内で活動している青年団体としては、松岡地区に1団体、上志比地区に1団体、計2団体が活動をしております。松岡地区はご存じのように、松岡一番星という青年会が町が主催する行事、松岡地区体育祭、松岡公民館まつり、成人式などの行事にスタッフとして活躍しております。また、ボランティア活動の一環として町内の清掃活動など積極的に参加しております。

上志比地区には上志比青年会があり、九頭竜フェスティバルや地区文化祭、壮連協の主催のどんどん焼きなどのスタッフとして活動し、運営を手助けしている現状でございます。上志比青年会においてもボランティア活動の一環として町内の清掃活動など積極的に自分たちで考えて活動しているところでございます。

また、若い世代の団体といたしまして、ボランティア団体MVPというのがございます。これは松岡ボランティアピープルといたしまして団体がございます。この団体は県立大学のOBや在学生が中心で、最近では福井大学から医学生も加わり、現在の活動としては主に生涯学習課主催の子ども合宿通学事業において、スタッフとして中心的に、全面的に活動しております。また、年に2回程度、各小学校の高学年に呼びかけまして、子供たちを巻き込んだイベントを開催し、交流を深めている現状でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） いろいろ参加していただいているという、今3団体ですか、町が認識し、そのほかにも先ほど総務課長にありました商工会の青年部だったり、農協のJAの青年部であったり、いろいろありますが、ぜひ調整にもっとさまざまな行事、企画とかそういったところに参加していただいて、その若い風といいますか、若い視点での事業に取り組んでいただけたらなと思います。

そして、若者の間には、いろいろなアイデアがあります。そういったアイデア

を町がバックアップしていただけたら、もっと次の世代につなげていく、またその人たちが年を重ねるごとに若い世代につなげていく、そういったことにつながるのではないのかなと思っておりますので、ぜひ若い世代にいろいろな事業を任せてみたらと思いますので、よろしくをお願いします。

また、現在はライフスタイル、価値観の多様化、交通インフラ、情報技術の発達で若い人たちの行動範囲、交遊関係も町外へと広がり、団体の規模や参加する人自体も一昔前から比べれば少なくなってきました。やる気や元気のある若者が町の行事や町政に積極的に参加していただくためにも、永平寺町の若者の交流の場としても女性連絡協議会のように青年連絡協議会みたいなものをつくれないうでしょうか、ぜひお答えください。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 現在、各集落単位では青年活動を行っている地区はございません。女性連絡協議会の場合は、各集落に既存の婦人会がございました。それをベースにいたしまして連絡協議会として再編成させていただいたわけでございます。

県連合青年団にちょっとお聞きしましたところ、連合青年団自体が活動が弱体化しているのが現状で、青年団という組織で活動しているのは県内でも鯖江市、若狭町、池田町の3青年団のみになっております。各市町に青年組織が1団体あるかないかというのが現状でございます、青年団という名前のものは3青年団のみになっております。

青年連絡協議会の設立には女性連絡協議会とは違いまして、基盤となる組織がない状態から設立するのは課題がたくさんあるかなと思います。しかしながら、働く世代、若い世代がまちづくりに参画することは大変重要なことと考えているところでございまして、まずそれにはリーダー育成が最優先課題ではないかと考えます。

それじゃ、先ほど出ましたように、JA、商工会、また既存の永平寺町内にいる青年会、そういうものを利用いたしまして、リーダー育成を図ってまちづくりに貢献したいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） 先ほど僕も言いましたとおり、ライフスタイルの多様化であったり、昔でいう青年団の縛りというのは、今の現在の若者たちにはちょっと

ふさわしくなく、逆に言うといろいろな小さい青年の集まりというのを、永平寺町には仲間で活動しているのとか、なかなか公には出てきませんが、仲間であらういったいろいろなアイデアがある団体もありますし、商工会のようにちょっと地域の商工発展のために頑張っている団体もありますし、大小を問わず一度ぜひそういった若い人たちの集まる場をつくっていただいて、その中からまた永平寺町の若者たちを集めて広げていくという何か新しいパターンというか、新しいスタイルをぜひ、なかなか各小さい団体が呼びかけても集まらない中、やはり役場が中心となって声かけを、ちょっとその辺のバックアップをお願いできたらいいのではないかな。そして、上志比から松岡までのいろいろな若い人たちがその場で永平寺町について語り合ったり、行事に参加したり、いろいろなアイデアを出し合って町政に参加していくという、そういった仕組みづくりをぜひお願いしたいと思います。

次に、現在、松岡地区の壮連協4地区しか加入していませんが、町としてはどうお考えでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 現在、永平寺町松岡地区における壮年集団連絡協議会に加入している壮年集団の数は、合併時10あった団体が現在、ご指摘のとおり57地区中4団体という実態でございます。これは松岡地区だけに限ったことではなく、永平寺地区、上志比地区でも見られる現象でございます。原因はさまざまなことが考えられますが、先ほどからも出ておりますとおり、価値観の多様化とか、生活様式の変化等が影響しているのではないかと思います。

しかしながら、それぞれの地域において壮年の組織が現存し、壮連協に加盟せず、自主的活動を行っている地区も多数あるのが現状かと思えます。これは、先ほど議員さんがおっしゃいましたとおり、地区民で集落単位で集まっている壮年の集まりというのは青年会とか壮年団という形でなくて、単なる集まりとして残っているのが現状でございます。そのような集まりを女性連絡協議会のような組織の再編、体制づくりができないか、今後、壮年連絡協議会を中心として協議していきたいかなと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） 各小さい集落では私も入っていますが、壮年会という形で活発にその集落の活動を祭りであったり、いろいろボランティアであったりやっ

てとてもいいことだと思っておりますが、この壮連協、また永平寺町を考える中でマスタープランには小学校区で自治を担うまちづくり組織の設立、平成25年というのと、先ほどちょっと課長もおっしゃいましたとおり、まちづくりのリーダーの発掘、育成するための養成講座を開催するとありますし、今年度、平成25年度の当初予算編成方針では、町民の力が発揮できる活力ある地域社会づくり、地域アップ政策がうたわれています。

マスタープランでは住民主体のまちづくりの推進方針、また平成25年度の予算では地域力アップの政策、こういったこと本当にいい計画で、すぐにでも実施していただきたいなと思うんですが、これからの展開、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 議員おっしゃるとおり、地域力アップ、それとかマスタープラン、このようなものにはやはり青年層、若年層が大変重要かなと、まちづくりには重要かなと思っております。

今後も生涯学習課が中心となりましてリーダーの研修会等、その辺を一応検討してみたいかなと思います。

さまざまな課題はあるかなと思いますので、まず中心となっていていただく壮年連絡協議会を活用いたしまして、そこから仕事を進めてまいりたいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） 今現在、私も幾つかの団体の役をいただいている中で、そういった事務局、やはり役場の職員さんに事務局をお任せして、団体はそれに従って行っている。これからは役場職員さんも業務もふえますし、人も少しずつ少なくなっていく中でその業務、やはりこういった各種団体の運営とか、そういったのは今すぐには無理だと思いますが、やっぱり町民がその団体のみんなですべて事務局も担っていけるような体制になればいいなと思っております。

ただ、今すぐにといいますと事務局の方にお世話になりっ放しでなかなかあれなんです、ぜひこういった自治体活動とか、壮連協活動、町民が積極的に参加するシステムをつくっていただいて、そういった団体も町民で運営できるように持って行っていただければと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 今ほどリーダーの育成とか、そういうこともちょっと答弁させていただきましたが、やはり受け皿となります地域、地区ですね。地区なんかのまちづくり、その受け皿がしっかりしてこないと若者も入っていないのではないかなと思います。

この青年層、若年層を迎えるのには、やはり地域づくりもまず大事かなと思いますので、その辺も重点項目に考えまして検討してまいりたいかなと思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） よろしくをお願いします。

そしてもう一つ、若者や働く世代が盛り上げるまちづくりには、働く世代、生産世代がしっかりと働ける環境づくり、支援が必要だと思っています。永平寺町の子育て支援や定住促進支援などは本当に大きな成果を上げ、働く世代、若い世代には心強い政策だと思っています。国の事業のことですが、年金や福祉サービスなどはこの不況の中、若者や働き世代の間では世代間格差を感じている人も多くいるようです。そういった中で、永平寺町でさらに何か支援できることがあれば積極的に取り入れていってほしいと思っています。これは要望になりますが、何か答弁があれば。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、若者や働く世代、子育て世代に対する支援、また人材育成、活動の場は大変重要だと思っています。そうした中、本町では若い世代への支援といたしまして、ことし4月より永平寺町への定住人口の増加と、住宅取得に必要な経費、こうした経費の一部を助成する若者定住促進支援制度を実施いたしております。

また、そのほかの取り組みといたしまして、町内を理解していただくため、中学生の職場体験、また親子町政バス、そのほかに親子料理教室、中学生海外派遣事業などを行っております。

また、働く世代、また子育て世代の支援につきましては、定額の保育料や児童館、児童クラブの充実のほかに、子ども医療費の無料化やインフルエンザを初めとする各種ワクチン接種の無料化により、勤労世帯に支援を行っているところでございます。

そのほかチャレンジ企業支援、商工振興課関係資金預託事業などの企業などの支援を行っております。

それで、また活動の場といたしまして、子育て応援の日の事業、農商工ブランド発信協議会、これは産業フェアも兼ねておりますけれども、また輝く女性永平寺会議などを通してまちづくりに参加をいただいております。

また、身近なところでの活動の場といたしましては、町内会がございます。自分の住んでいる地域に愛着を持って地域活動を行っているところがございます。また、そこから活動の場を広げまして、町全体へと活動の場を広げていただきたいと考えております。

今後も働く世代、若い世代を支援いたしまして、永平寺町がより一層活気あふれる町になるよう、また取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） ぜひよろしく願います。

それでは、次の質問に移ります。

計画を持った公共施設運営をということで質問します。

合併して6年がたちました。今ほど原田議員の質問と重複する部分は避けて質問させていただきます。

合併して6年がたちました。消防署の統合で松岡本署には外に出ている事務所が入る、また上志比支所は解体するという先ほど答弁がありました。また、そこで一つお聞きしたいと思うのが、移転してきた後の空きスペース等がまた出てるわけで、町内の施設で使われていない部屋は幾つぐらいあるのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） それでは、お答えさせていただきます。

今現在使われていない町の施設につきましては、上志比地区にあります、先ほども出ましたが旧公民館だけであるというふうには、その他はございません。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） 各上志比、永平寺にも議場があったと思いますし、永平寺支所の2階も子育てのあれになっていますが、ほかにスペースあいてるように感じます。

少しの、利用率が月に数回しか使わない程度とか、そういった部屋もあると思いますが、そういった部屋は今どれぐらい把握されているのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 例えば月に1回でも使えば使っているという形になりま

すが、永平寺支所の2階なんかもかなり会議等で使われておりますし、特に永平寺支所の2階につきましては申告やら、今ちょうど期日前やらで使われていますので、結構使われているのではないかなと思います。

あと、今議場と言われましたが、議場につきましては書類の保管庫等になっておりますので、あいているという感覚はございません。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） 今の答弁ですが、書類の保管庫、言葉をかえたら倉庫がわりに使われているのかなという感じがします。ぜひまずそういった月に1回しか使われない部屋というか、月に利用率が少ない部屋、ひよっとしたらほかの部屋でほかの施設で代替できる部屋、そういったのがあるのではないのかなという、推測ですが、間違えていたら済みません、ごめんなさい、あるのではないのかな。ぜひ一回、そういった精査をしていただいて、施設の、前からほかの議員からも出ていますけどおり、中長期の施設の利用計画を出していただきたいなと思います。

中長期利用計画はいつごろ出ますでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 公共施設のあり方ということでございますけれども、現在、第2次の行政改革大綱あるいは実施計画、これに基づきまして公共施設の再編ということについて検討を進めているところでございます。

今年度ですけれども、監理課を中心といたしましてそれぞれの公共施設を対象といたしまして、施設の管理運営費用あるいは利用状況、それから施設運営の現状と課題、指定管理者制度等が導入できないか。そういったことを内容といたしまして、公共施設のあり方といった個別的な調査を行いました。現在はそういう形でそれぞれの施設を管理している所管課のほうで施設のあり方というものを考えているわけですが、今後はそういうものを全庁的に検討いたしまして、全体的な公共施設のそれこそ再編ということについて、統一的な方向性、方針をできるだけ早い時期に取りまとめていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤博夫君） 15番、河合君。

○15番（河合永充君） 25年度計画にも今言われたとおり年次計画を立てて、優先度、必要度を考えて予算計上するとあります。ぜひこの優先度、必要度、またその機構改革と行われるのであればそれもあわせての計画を示していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

合併特例債は、合併することによって多くなった公共施設の統合であったり、要らない施設の解体等に使うのが大きな目的の一つであると思います。今からしっかりとその計画を立てていただいて、要らない、使わない施設はこの合併特例債のあるうちに整理していただきたいと思います。将来に先送りすれば特例債の期限も切れ、将来の永平寺町民が自力で整理しなければならなくなります。早く計画を出していただいて、将来に負担を残さないためにも整理していくべきと考えます。

答弁ありますでしょうか。よろしいですか。何か答弁があれば。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今おっしゃっていただいたように、やはり計画的にこれは整備を進めていく必要がございます。先ほど申し上げたように、公共施設のあり方について全庁的に取り組んでまいりたいといふうに思っております。

○15番（河合永充君） これで終わります。

○議長（伊藤博夫君） 次に、8番、川崎君の質問を許します。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 今回の一般質問は、防災について2つ取り上げさせていただきます。

きょうの午前中にも何人かの議員さんが確認をされております。平成25年度の当初予算の編成方針の中に、「災害に強く、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるために地域防災力の強化、そして施設の耐震補強工事を早期に取り組むべき政策として着実に推進する」ということが出されております。

最初の質問は、地域防災力の強化の一つの施策であります防災資機材の整備について取り上げさせていただきます。

2つ目の質問は、避難所等の耐震改修。このテーマは、私のことしの6月の定例議会の一般質問で取り上げておりますけれども、さらに深掘りをして取り上げさせていただきますと思います。

補助金制度を充実し、自主防災組織の防災資機材の整備促進をということで質問を行います。

まず、防災資機材の整備が行われているわけですが、3つの整備計画を捉えます。1つは、90ある町内の自主防災組織への資機材の配備と。それから2つ目が、自主防災組織での整備が行われていると。3つ目が、自主防災組織連絡協議会での整備ということで、この3つの整備計画を捉えます。

まず、これらの3つの基本的な整備計画、基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

個別につきましては、引き続き質問させていただきますので、全体的な考え方、概要といったことをまずお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長

○総務課長（布目洋一君） 災害時における防災資機材の整備についてのお尋ねでございますけれども、まず第1の90の自主防災組織への資機材、これにつきましては、平成21年度から整備を進めてきたところでございます。21年度は防災用のテント、これは緊急避難場所とか、緊急救護所等に活用していただくといった意味での整備です。23年度は、ハンド型の携帯用のメガホン、これは非常時の招集とか連絡時に使っていただくといったようなことでございます。本年度はさきに整備をいたしましたテントの中で使用いたしますマットと申しますか、カーペットと申しますか、これを配備をしたところでございます。今年度以降の25年度以降も、この90の自主防災組織に対しまして計画的な配備を計画しております。

それから、それぞれの自主防災組織に対する支援でございますけれども、これも組織によって非常にちょっと違いがあるわけですが、現在はこの組織に対して、物によって80%、50%という補助率の違いはありますけれども、限度額を30万円という形でいろんな資機材の整備に対する支援を行ってきております。

傾向といたしましては、この組織を立ち上げていただいた当時は、災害時の初期活動に活用します、例えばチェーンソーでありますとか、あるいは小型の動力ポンプ、あるいは発電機と、そういったものが多く整備をされてきましたけれども、最近は非常用の持ち出し袋とか、あるいは医薬品とか、そういうものを組織のほうで整備するというふうな形で中身が変わってきている状況にあります。

3点目、自主防災組織の連絡協議会でございますけれども、これまでに各地区に設立をお願いをしてまいりました。その結果、今年度中に8つの地域で設立されるという運びになっております。これを受けまして、新年度からこういった連絡協議会単位でもそういう資機材の整備あるいは活動に対して支援をしてまいりたいということで今予算の査定を受けることとしております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 今のご説明の中で、まず最初の90の町内自主防災組織への資機材の配備、これ21年度からということで今後も計画していくということでですね。配備される資機材というのが避難したときに必要なものとか、そういう基本的な資機材というようなたぐいのものかなと私は考えております。

次に、各地区での自主防災組織、今お話の中では初期活動とかで使う資機材を準備していきましょうということです。これ確かに防災ということでヘルメットとか、そういったようなものが対象になるのかなと思います。

3つ目の自主防災連絡協議会、これ8つでしたね。最終的に。今年度中に設立すると。この連絡協議会でそろえていく、整備する資機材、これはむしろ災害が起きた、そのための復旧機材とか、災害復旧のための資機材、それから広域の避難所という設定を考えた場合、そこでの防災センターといったようなものと、こういったような位置づけと私は捉えているんですけども、この3つをうまくこれから整備計画を順序よく整備していくということが大切なんじゃないかなと思います。

ここで一つ提案ですけれども、最初の90の自主防災組織に配備する基本的な防災機器というのはそこそこ計画が終わりに近づいているのかなという思いです。当然、投資、お金がかかることですから、90の自主防災組織への配備から、次第に自主防災連絡協議会エリア内のそういった非常に高額な機器のほうに投資を変えていくべきじゃないかなと思います。

まず確認させていただきたいんですけども、最初の90の町内自主防災組織への資機材の配備ということは25年度以降ということですが、これもうあと数年ぐらいで終わるのかなということですが、そこら辺はどのようなお考えを持っておられますか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長

○総務課長（布目洋一君） この90全ての組織に対する配備につきましては、これはやはりどこでも、あるいはどんな形でも使っていただけるような、一般的なそういう資機材というものを前提に配備をさせてきております。やはりそれぞれの組織ではそれぞれの地域に応じたそういうものが若干異なると思いますので、そういった面で90の組織に対しては配備を進めてきたところであります。

今後25年度以降もある程度のそういう資機材を配備をすることとしておりますけれども、これは永久的にずっとということは考えておりません。やはり数年をめどにこれは違った形での先ほどおっしゃったような連絡協議会への支援とい

ったものに移行していくような、そういうことも考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） それでは、次の質問に移ります。

自主防災組織での整備ということで、先ほどエンジンカッターとか、それから可搬式の動力ポンプ、こういったようなたぐいの機材が導入されると思います。これの具体的な補助金の制度というのがあります。その限度額、それから補助率、これを一度紹介していただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長

○総務課長（布目洋一君） 資機材の整備に対する補助でございますが、ヘルメット、それから非常用持ち出し袋、こういった避難用の資機材、これにつきましては補助率が80%ということになっております。それから、工具類、発電機、投光器、小型の動力ポンプ、一応救助救護用の資機材というふうに考えておりますけれども、これらについては補助率が50%ということになっております。合わせまして、補助限度額が1組織当たり30万円ということになっております。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 自主防災組織資機材整備補助金ということで2分の1限度額が30万ということですが、この件について11月の議会と語ろう会でも、今資機材の名称で出てきました可搬式の動力ポンプ、これを購入したいんだけれども、助成の、できるだけ地元負担が少ないようにというような要望も聞いております。

それから、私の吉波区では、ことし小型動力ポンプを導入しました。やはり30万円の助成金よりも地元負担のほうが非常に高額になっているということで、これはやはりできるだけ地元負担を軽減していただいて、本当に必要な資機材の整備を促進していただきたいということで、これはまた予算の中で補助額の見直しということで取り組んでいただきたいなと思います。

それから、続いてこの自主防災組織連絡協議会での整備ということですが、やはりこれは単独の行政区自主防災組織だけで購入するのではなくして、一つのエリアで考えていくとかなり高額な災害復旧のための資機材もあります。それから、実際災害起きたときの食料の備蓄、それから飲料水の備蓄と、こういったような防災センターといったような整備計画につながるのではないかなと思います。

このことについて少し具体的な課題を紹介いたします。

先日、地域学校協議会が開催されました。私、その協議会に参加しました。その中で、学校のほうは危機管理ということについて紹介がありました。学校においては震度5強の地震が発生した場合には、下校させずに学校で待機ということで対応を図っているということです。

次に、児童を学校に待機させた場合に、例えばこの冬のシーズンであれば毛布、こういったものが本当に確保できるのか。このときの課題としては毛布などが必要である。また、非常食も必要であると。必要であるという課題は、実際、その小学校ではそういう備蓄がなされてないと。下校させない、学校で待機するということはいいんですけれども、それに対応するようないわゆる防災の資機材がそろってないと、一体これはどういう方法で取り組んだらいいのかなという課題提供がありました。これはやはり行政、我々また地域の者が解決していかなくやいけないテーマかなと思います。

それから、ことしの6月の定例会の一般質問の中で、私が安全・安心な避難施設が確保されているかというテーマの中でお答えいただいた内容で、この資機材、それから衣料品、飲料水、食料の保管はその時点で町内9カ所で備蓄していますよと。ことしは新たに4カ所の拠点に備蓄したいというお話がありました。このことについてどのような状況なのか。今年度新たに4カ所の拠点に備蓄を行いたいということ、どのような状況になっているのかということと、今申し上げた連絡協議会のエリア、広域のエリアの中でやはり防災センターの設置、そしてそこに備える防災機器、備品、こういったような取り組みについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長

○総務課長（布目洋一君） まず、自主防災組織の連絡協議会、こういうところに対してのいろんな備蓄の件でございますけれども、基本的には食料、飲料水、あるいは衣料品、こういったものにつきましては町が責任を持って備蓄をさせていただくということでございます。これを町内の幾つかの保管場所で備蓄をして、災害発生時にそういうものが必要であるというふうなところには迅速に提供したいというふうなことで今考えております。

決して分けないということではないんですけれども、やはり飲料水にしても食料についても安全性がきちっと確保されていることが前提となりますので、これはやはり更新するにもきちっと年度を区切って計画的に更新もしていかなければならないということで、これは責任を持って町が備蓄をさせていただきたいとい

う考え方でおります。

それから、そういった備蓄品の整備、今年度4カ所ふやすということでございますけれども、現在は今申し上げたように9カ所での整備になっておりますけれども、今新たに毛布、それから寝具、これも整備を、備蓄をしたいということで、今場所的には4カ所になったかどうかはちょっとわかりませんが、新たな場所も含めまして、そういったものの新しい備蓄品の備蓄をしたところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 自主防災組織連絡協議会立ち上げていただく。そして、立ち上がってからの活動支援、こういった要請も11月の議会の語ろう会で、上吉野の語ろう会でそういうご意見も聞いておりますので、ぜひとも自主防災連絡協議会、これが中心となって、そしてそこにエリアに入ります学校関係、小学校、幼稚園、それから場所によっては福祉施設もあります。こういったところを含めて、地域のエリア、地域エリアの防災センターという位置づけを明確にして計画的に進めていっていただきたいなと思います。ぜひともその一部、25年度の予算に反映していただいて整備促進をしていただきたいなと思います。

それでは、次、2つ目の質問ですけれども、避難所等の耐震改修を急ぐということに移ります。これも議会と語ろう会で第1次避難所のセンターの耐震化の補助はあるのかというお話が出ております。一時避難所、それから福祉避難所、広域避難所、それから救護拠点、救急物資集積拠点というのが町内に114カ所。そのうち、昭和56年以前の建物が31カ所ということで、これはことしの6月の私の一般質問の中で答えの中で紹介してもらっております。31カ所の避難所等の施設の耐震の診断が必要である。耐震の改修が必要であるということです。これ、もう一度確認をさせていただきたいと思います。31カ所の耐震カ所があって、今後どのような計画で対応していくのか。概要としていつごろまでに対応できるのかといったような、今の時点での話をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） それでは、私のほうから広域避難所等になっている公共施設のうちの分についてご説明させていただきます。

公共施設ですが、昭和56年以前の建物は8カ所ございます。そのうちの6カ所については耐震診断を実施しており、その結果、4カ所には耐震性があると判断されております。残りの2カ所につきましては補強計画、改修計画等を進めて

まいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 今紹介いただきましたのは、公共の施設ということですから、このハザードマップにあります広域避難所というような施設になろうかと思いません。具体的に、その2カ所の耐震が必要であるという具体的な施設名は紹介していただけますでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 補強計画が必要だという場所ですね。それは開発センターと松岡公民館が耐震性がなくて改修が必要という形になっております。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 今のは公共の広域避難場所ということですがけれども、ここで取り上げたいのは、一時避難場所です。各地区に設定されております集落改善センター、公民館とかいう名称で各地区で設定されている避難所の耐震が必要な建物は幾つなのか、それはこういったような計画に基づいていつごろまでに対応しようとしているのか、この計画についてお聞きします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 本年12月現在の最新の情報ですがけれども、それでいきますと先ほど114という箇所数は115カ所になります。そのうち、集落センターにつきましては69カ所ございます。また、そのうち56年以前の建物ということになりますと24カ所ございます。各地区の集落センターの耐震診断、耐震補強計画も含めました実施計画ですがけれども、町としては実施計画というものは現在立てておりません。ただし、各集落センターを対象とする避難所の耐震診断・補強改修に関します補助制度をつくってございまして、その補助制度におきまして各地元から申請していただいた形で町が補助するというような制度を設けております。

したがいまして、いつまでに全てが終わるのかというのは今現在のところでは不明でございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 積極的な実施計画はないということですがけれども、これはまた後ほどお話を伺いたいと思います。

まず、今あるのは避難所耐震診断等促進事業補助金、これは耐震診断をします

と。それからもう一つ、プランを立てるということで、これは24年度の予算の中に計上されていると思います。これの24年度の実施状況、年度末までにどれくらいが実施されるのかということの状況をお教えてください。

たしか、これ耐震診断で予算としては18万8,000円、それからプランとして23万4,000円弱ですか、こういったような金額になろうかと思うんですけども、まず予算の中身の確認と、そしてこの各地区からの申請に基づいて診断プランがどのように今計画されているのかということで、現状をお教えてください。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 耐震診断プランにつきましては、今現在、1地区2カ所の避難所に対して申請が出ております。その申請に基づきまして今現在実施中ということでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） これは、当初の予算の計画では大体どれくらいの案件数と見ておられましたか。1地区で2カ所という今現状なんですけれども、これももう少し件数も予定していたのではないかなと思います。そして、より積極的に、やはりこの補助金を使つての耐震診断プランを避難所である建物に申請を出してくださいという積極的な動きが必要なんじゃないかなと思うんですけども、まずはどれくらいの予算での件数であったかということと、積極的なPR、この点についてはどういうお考えなのかということをお聞きします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） どの程度見込んでいたかということですが、その補助金制度の要綱によりますと、前年度の10月末までに申請を行い、翌年度から実施するというような形になっております。したがって、昨年度10月末までに申し込みのあった1つの地区で2カ所の待避所につきまして予算を計上し、現在実施中ということでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 確かに平成23年の9月にこの促進事業の補助金交付要綱ができ上がっております。それに基づいて申請があつて、そして24年度の計画、予算に計上するということですが、それでは来年度の予算の話に移ります。現時点で来年度に計画すべき申請件数、一体どれくらいになっているのかということの状況を教えてください。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 今現在で2地区の申請が提出されております。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 耐震診断を行います。そして、耐震のプランをつくります。

これで最終目的は達成しておりません。耐震診断プランを立てて、耐震改修ということで、この事業についての補助金制度、それから25年度、24年度に1地区で2カ所の診断プランを立てているわけですから、通常であれば25年度にその工事を実施しましょうということで、今予算の計上途中ですけれども、計上を考えておられると思います。このことについてお話してください。紹介お願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 耐震改修につきましては、今それぞれ申し込みのありました地区とその申し込みの時点でそれぞれお話をさせていただいている中で、実際に改修を行うということになりますとかなりの費用、負担がかかるというようなこともありまして、実際には改修するということまで行くというのがなかなか難しいのが状況かと思えます。

改修につきましてはそういった状況で、診断に関しましてそれぞれ来年度までに3地区が終了するというようなことでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 23年度の交付金要綱が定まって、あと24年、そして25年、この事業補助金制度というのはずっとこれから続いていくんじゃないかなと思います。

もう一度確認します。実際、改修を行うといったときのその補助金の制度、事業についての紹介をお願いしたいと思います。こういった事業なのか。そして、補助金はどのような補助金になるのか。地元負担金がかなりとおっしゃいましたが、けれども、大体標準的なものでどれくらいかかるのか。100万か200万か、500万なのか、1,000万なのか、そういったようなところのモデルとなる改修工事、そういう資料がありましたらお教え願います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 改修に伴います補助事業ですけれども、永平寺町避難所耐震改修促進事業補助金という補助制度を活用していただくということになります。この制度につきましては今後続けていく予定でございますし、標準的な改

修費用でございますが、実際には耐震診断を行いまして、耐震診断に基づいた補強プランを作成した段階である程度耐震工法等を含めまして事業費というのが出てくることとなります。したがいまして、なかなか標準的なものというのはお示しできないわけですが、その耐震改修の補助にあります上限というのが平米4万7,300円ということで、例えば300平米の待避所、集落センターですと4万7,300円の平米単価を掛けていただいた金額が上限という形になるかと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 予算でも計上されていると思うんですけども、住宅建築物安全ストック形成事業というのがありまして、この中に避難所等が対象となっております。この改修にかかわるその費用として、国が3分の1、地方が3分の1、そして地元が残り3分の1というような事業ということで、私、ちょっと予算書とか関係の資料を見たんですけども、これは間違いございませんでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長代理。

○建設課参事（平林竜一君） 地元負担金につきましては、今議員さんのほうからお示しありました3分の1でございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） いろいろと質問をさせていただいたんですけども、要はお願いしたいのは、いろんな耐震診断から始まりまして、耐震プラン、そして耐震の改修という工事に取りかかると。それが完成して初めて安全な避難所ということが確保できると。これは当然のことなんですけれども、最初のところでお話しされましたように、何か町が積極的な事業ではなくして、あくまでも申請があったら補助事業に基づいて診断を行う、プランを行う、そして工事を行うというスタンスかなというのはちょっと捉えられたんですけども、そうではなくして、やはり町行政主体に、計画的に町内にある、きょうの紹介していただいた数字であれば24カ所の避難所の耐震工事を終えるということを計画していただいて、より積極的にスピード感をもってぜひとも実施していただきたいなと思えます。

その実施するに当たっては、やはり費用がどれくらいかかるのかということは今確認させていただいたんですけども、やはり改修にかかわる費用という地元負担が高額になるというのが一つの大きなネックになるんじゃないかなと思えます。国3分の1、そして地方が3分の1の助成金、さらに上積みしていただいて、地元負担を軽減していただいて、そして永平寺町内すべての避難所の耐震が行わ

れていると。安全・安心な永平寺町であるということの具体的な避難所の耐震化ということをごひとも進めていただきたいと思います。

町長のほうから、ひとつお考えをお聞かせいただいたら幸いかなと思います。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 避難所につきまして今お話ありましたように、耐震の計画を立てなければならないところがあるわけでありまして。今の基本的な考え方は3分の1ということでありまして、今後どういうことができるかということを検討していきたいと思います。

○8番（川崎直文君） これで私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） 暫時休憩をいたします。

（午後 4時 分 休憩）

（午後 4時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま一般質問の途中でありますけれども、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

なお、明日11日は定刻により本会議を開催いたしたいと思っておりますので、ご参集のほどよろしくお願いたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

（午後 4時24分 延会）